

季刊

労働総研

クォーターリー

2002年春季号

No.46

マスコミはなぜ小泉「改革」を応援し続けるのか

金光 奎

特集 小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

小泉内閣の財政租税政策の特徴と本質

谷山 治雄

小泉「構造改革」下の雇用・失業問題

河村 雄二

小泉「構造改革」と中小企業・国民生活

岡嶋 明

国際・国内動向

2002年版「労問研報告」批判

～“危機”強調で労働者を欺瞞する財界戦略～

草島 和幸

[資料紹介]「ポスト資本主義」社会を展望した仁川宣言

[資料紹介] TUC臨時雇い労働者の恒久的権利

藤吉 信博

(公開中小企業問題研究部会報告)

中国経済の状況と日本の対中投資

于 金

新刊紹介

全労連編『組合員教科書』

相澤 與一

唐鎌直義著『日本の高齢者は本当にゆたかか』

江尻 尚子

工藤晃著『マルクスは信用問題について何を論じたか』

今宮 謙二

中山徹著『公共事業改革の基本方向』

椎名 恒

マイケル・ケーザー著・日野秀逸訳『ソ連・東欧の保健・医療』

柴田 嘉彦

◇自治体研究社の市町村合併シリーズ◇

合併しない 宣言の町・矢祭 — ◎

根本良一・石井一男編著
 本体 952 円
 なぜ合併しない宣言なのか？ 昭和の合併の教訓と町づくりの心。

新版 市町村合併 — ◎

— まちの将来は住民が決める —
 中西啓之著
 本体 1500 円
 最新の「合併支援プラン」や地域の動向まで含め、抜本的に大改訂。

合併反対を選択したまち — ◎

— 上尾の住民投票と市民の運動 —
 合併反対上尾市民ネットワークほか編
 本体 1300 円
 上尾市（埼玉県）の合併住民投票の争点と市民の選択の意味。

市町村合併と自治体の財政 — ◎

— 住民自治の視点から —
 川瀬憲子著
 本体 2000 円
 市町村合併は財政危機打開の切り札なのか？ 事例をもとに検証。

市町村合併と地方自治の未来 — ◎

— 「構造改革」の時代のなかで —
 加茂利男著
 本体 800 円
 戦前・戦後の合併史やヨーロッパの事例に学ぶ。合併の歴史と教訓。

市町村合併 これだけの疑問 — ◎

— このままで地方自治は守れるのか —
 池上洋通著
 本体 1400 円
 憲法、地方自治法、地方交付税法にせらし、ゆがみを明らかに。

ちよつと待て 市町村合併 — ◎

三橋良士明＋自治体問題研究所編
 本体 1500 円
 「平成の大合併」の意味を住民の暮らしと地方自治の観点で考える。

◇自治体の仕事と財政を考えるシリーズ◇

- ◇自治体「改革」を問う
 自治体の民主化と自治体労働組合運動
 福田行夫著 A5判 本体 952 円
- ◇自治体の公共性と民間委託
 二宮厚美著 A5判 本体 1500 円
- ◇公立保育所の民営化 - どこが問題か
 保育行財政研究会編著 A5判 本体 952 円
- ◇「事務事業評価」の検証
 三重地方自治研究会編 A5判 本体 1100 円
- ◇教員・公務員の業績評価制度を問う
 自治体人事制度研究会編 A5判 本体 1800 円
- ◇改訂版 今日から始める市町村財政分析
 千波主税著 B5判 本体 900 円
- ◇財政分析に強くなる - 市町村財政の見方
 遠藤 晃著 四六判 本体 1748 円
- ◇しのびよる財政破綻 どう打開するか
 重森 暁・都市財政研究会編著 A5判 本体 1600 円

自治体研究社

http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/
 〒162-8512 東京都新宿区矢来町 123
 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

**まちづくり条例
 のつくり方** 野口和雄 著 —

— まちをつくる権利 —

A5判 1700 円

各地のまちづくり条例を紹介し、わかりやすく解説。あなたのまちにも、住民の「まちをつくる権利」を活かした条例を！



◇地方自治の基礎を学ぶブックレット◇

- ▽柔らかな分権と地方財政 重森 暁著
- ▽地方分権と地方制度改革 中西啓之著
- ▽くらしの公共性と地方自治 成瀬龍夫著
- ▽リサイクル社会への途 植田和弘著
- ▽都市と農村の内発的發展 佐々木雅幸著
- ▽高齢者の人権が生きる地域づくり 井上英夫著
- ▽都市計画と都市生活 石田頼房著
- ▽世界の地方自治 海外地方自治研究会編

▼本体各 680 円 ⑧は 800 円

**実践
 はじめての社会調査**

— テーマ選びから報告まで —

白谷秀一・朴 相権著 —

A5判 1900 円

はじめて社会調査をする人に、方法とポイントをやさしく解説。専門家のアドバイスや、「本格的調査」に向けての橋渡しとなるサジェッションも満載。

労働総研クォーター

第46号 (2002年春季号)



目 次

- マスコミはなぜ小泉「改革」を応援し続けるのか 金光 奎 2

特集 ● 小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

- 小泉内閣の財政租税政策の特徴と本質 谷山 治雄 10
■ 小泉「構造改革」下の雇用・失業問題 河村 雄二 17
■ 小泉「構造改革」と中小企業・国民生活 岡嶋 明 23

国際・国内動向

- 2002年版「労問研報告」批判
～ “危機” 強調で労働者を欺瞞する財界戦略～ 草島 和幸 29
■ [資料紹介] 「ポスト資本主義」社会を展望した仁川宣言 32
■ [資料紹介] TUC臨時雇い労働者の同等な権利 藤吉 信博 34

● [公開中小企業問題研究部会報告]

- 中国経済の状況と日本の対中投資 于 金 38

新刊紹介 ● 全労連編『組合員教科書』

- 唐鎌直義著『日本の高齢者は本当にゆたかか』 相澤 與一 44
● 工藤晃著『マルクスは信用問題について何を論じたか』 江尻 尚子 44
● 中山徹著『公共事業改革の基本方向』 今宮 謙二 45
● 中山徹著『公共事業改革の基本方向』 椎名 恒 46
● マイケル・ケーザー著・日野秀逸訳『ソ連・東欧の保健・医療』 柴田 嘉彦 47

● 次号予告 22

● 編集後記 48

マスコミはなぜ小泉「改革」を 応援し続けるのか

金光 奎

はじめに

「日本を変える、自民党を変える」を絶叫して、登場した小泉内閣は、近く発足一年を迎える。この間、同内閣は、発足以後約9カ月にわたり70～80%台という異常に高い支持率を続けたが、第154通常国会がはじまったばかりの1月下旬、NGO（非政府組織）の国際会議からの排除・田中真紀子外相の更迭事件をきっかけとして、支持率は一気に大幅に下落した。それは、国民の間に次第に広がりつつあった小泉「改革」をめぐる不信と疑問が外相更迭事件で歯止めを失い、小泉内閣そのものへの失望、批判として転化しつつあることを示している。ところが、この支持率が急落し、小泉「改革」の破たんはもはやだれの目にも明らかであるにもかかわらず、マスコミはなお小泉「改革」を支持、応援し、督励し続けている。そこには、ジャーナリズムが本来発揮すべき批判精神のかけらもみられない。本稿では、小泉内閣の一年近くの流れを振り返りつつ、そのなかで日本の商業マスコミが小泉「改革」と小泉内閣そのものを支えるためにどのような役割を果たしてきたか、そして今日、破たんした小泉「改革」と小泉内閣になぜ応援の大合唱を送るのか、その背景と要因の一端を探りたいと思う。

1. 発足9カ月で急降下した支持率

「読売」（2月2日付）47%、「朝日」（2月4日付）49%、「毎日」（同）53%、「産経」（同）

48%、「東京」（同5日付）58%と、NGO（非政府組織）排除・田中真紀子外相更迭（1月29日）を受けて全国紙各紙が実施した世論調査による小泉内閣支持率は、軒並み急降下した。いずれも前月に比べ20～30%という下げ幅である。

小泉内閣は2001年4月26日に森首相退陣（退陣表明、同4月6日）のあとをうけて発足した。発足直後に各紙がおこなった世論調査で小泉内閣支持率はいずれも70～80%台というきわめて高い数字が並んだ。その後もこの高支持率は9カ月間にわたって維持された。例えば、外相更迭を受けての調査で47%と各紙のなかで最低の数字を出した「読売」の調査結果の推移をみると、発足直後の同年4月27日～28日実施の調査で87.1%だったが、その後85、84と続いて80%を上回ったあとも77、78、77、77、76、76、77%と依然80%近い高い支持率を維持してきたのである。「朝日」「毎日」など他の各紙もこの傾向は変わらない。

この支持率の大幅な下落に対して小泉首相の反応はどうだったか。2月4日に衆参両院本会議でおこなわれた施政方針演説の冒頭において小泉首相は「支持率が低下し、私の改革への姿勢が後退するのではないかと懸念する声もあるが、私の改革への決意はまったく揺るがない」と胸を張った。しかも支持率大幅下落の直接の要因になった自民党の鈴木宗男衆院議員が外務省に圧力をかけNGOを国際会議から排除した問題や田中真紀子外相更迭の経緯などには一言もふれず「外務省改革を強力に進めて」いくと

いうにとどまった。世論の批判を受けている加藤紘一元自民党幹事長など政治家秘書にまつわる「口利き」疑惑にもふれず、法整備については「国会において十分議論されることを期待する」として、この問題にまともに取り組もうとしない姿勢を示した。

また、経済・財政問題については、「改革の痛みが現実のものとなりつつある」としながら、『「改革なくして成長なし」』との方針は、多数の国民の支持を得ている」と強弁し、「改革にまい進する」決意を改めて強調した。そしてその具体的な課題として、不良債権処理の「正常化」を2004年度に実現すること、消費税引き上げや課税最低限の引き下げをねらう「税制改革」の基本方針を今年6月をめどに示し、当面对応すべき課題を年内にまとめることなどをあげている。一方、首相演説は、日米共同の戦争体制をつくる「有事法制」を今国会に提出することも明言した。

2. 「改革」色あせてもマスコミは応援

こうした小泉内閣の支持率低落と小泉首相の施政方針演説について、マスコミはどのような態度をとったかを検証しておこう。

施政方針演説翌日の2月5日付の全国紙各紙の社説は、いっせいに支持率の低下とそのなかでおこなわれた首相の施政方針演説を取り上げた。

「朝日」は、『「改革」を危うくするな』と題し、「何よりも、首相が国民にどこまで向きあおうとしているかが問われる」としたうえで、次のように述べる。

「憂慮されるのは、与党内の抵抗を押し切っても改革を進める、としてきた首相の強い姿勢が、ここに来て薄れ始めたように見えることだ」「改革に伴う『痛み』を考えれば、内閣支持率はこれからもある程度下がることは避けられまい。しかしそれ見たことか」とばかりに、自民党内の抵抗勢力が勢いづけば、改革の弾みはさらに失

われる。そうなれば、小泉改革はとん座し、一気に……経済そのものが立ち行かなくおそれさえある」「そんな悪循環に落ち込むとば口に立っていることを、首相も抵抗勢力も、よくよく厳しく受け止めておくべきだ」

「毎日」は、「ことしを『改革本番の年』、さらには『経済再生の基礎を築く年』と首相は位置付けている。この基本認識には異議はない」「不良債権への対応でも不親切さが目立つ。『04年度には、不良債権問題を正常化』と、首相は今回の演説で掲げた。これまでの『今後2～3年以内に確実にする』方針との整合性は取れるのか。疑問が残る」と強調する。

「日経」は、「改革を失速させてはならない」との見出しで次のように述べる。

「首相は演説で『揺るぎない決意で改革に邁進(まいしん)する』と強調した。改革が後退すれば、日本の国際的信認が低下し、市場も動揺する。構造改革を失速させてはならない」「『日本の改革が後退するのではないか』との懸念を払拭(ふっしょく)するには首相が具体的な行動を起こし、民営化や規制撤廃などで目に見える成果を示すしかない。抵抗勢力と妥協し、改革路線が後退すれば、首相と日本がますます窮地に陥るだけである」

「産経」は、「構造改革を軸とする政策の基本方向に異存はない」と述べ、「施政方針では政策の三本柱として、経済の最生と金融問題の解決、税制の抜本的解決、有事に対する体制整備一を掲げた。そうした『小泉改革』の方向は支持されてしかるべき」と強調した。これら各紙の論調に対して「不況克服と改革で成果を示せ」と題する「読売」の社説は少しニュアンスが違う。同社説は『「改革なくして成長なし」』の持論に固執して、景気対策のタイミングを逸してはならない」と述べる。

以上紹介した社説にみられる特徴的な傾向は、「読売」を除く各紙が、多くの国民が疑問を投げかけ、あるいは批判している小泉「改革」をあ

経済動向(マスコミはなぜ小泉「改革」を応援し続けるのか)

くまで支持し、それを小泉首相が「揺るぎない決意」で推進することに熱いエールを送ったことである。しかも単に激励するだけでなく、具体的な注文をつけながら、その実行をけしかけているのである。

そうした全国新聞の論調は、その後も次第にトーンを強めていったのである。例えば、健康保険制度改悪でサラリーマン本人三割負担の実施時期をめぐる首相と自民党の族議員とのイザコザがあったとき、「朝日」社説(2月8日付)は次のように述べた。

「自民党は実施時期を玉虫色の表現におさめようとするだろう。それでは何の解決にもならない。後であわてるより、いま手当しておくのが賢明だ。国民にとって厳しい道だが、首相はその立場を変えるべきではあるまい」

一方、「信用不安映す株安が政治に決断迫る」と題する「日経」社説(2月9日付)は、「不良債権と問題企業の処理で悪循環を断つために、小泉純一郎首相は金融危機対応のルールに従って公的資金注入の政治決断をする時だ」と強い調子で要求している。

支持率低下は、外相更迭問題がきっかけであるとしても、その要因はむしろそれだけではない。小泉「改革」のもといっそう深刻化する失業、倒産はじめ、景気・経済をめぐるあらゆる指標の戦後最悪記録の更新に、国民の不信、疑問が大きく広がり、その不満が外相更迭事件で一気に吹き出したのである。そのことの意味を分析することなく、小泉「改革」に応援歌を送り続けるマスコミは、もはや冷静さを失っている。

3. 高支持率維持とマスコミの役割

そもそも小泉内閣が昨年4月26日発足して以来9カ月にわたり70~80%という高い支持率を維持してきた背景には何があったか。

第一に、その根底には自民党政治の深刻なゆきづまりのもと、国民のあいだに閉塞感が強ま

り、政治の変革を求める意識と気分がかつてなく広がっていたという事実である。いわゆる「政官財の癒着構造」が生み出す、国民に背を向けたさまざまな現象、つまり公共事業をめぐる利権の構図、族議員の暗躍、密室政治、社会に根を張る世襲制度、強権と腐敗がはびこる官僚制、そしてそれらと結びついて後を断たない権力腐敗などに国民はうんざりしていたのである。

第二に、そういうときに「日本を変える、自民党を変える」を連呼し、「改革」を絶叫する小泉氏が現れ、それを商業マスコミが異常に持ち上げ、「小泉フィーバー」に火がついた。森喜朗前首相の不人気から、あれよあれよの「小泉旋風」に一変したのである。つまりこの「小泉人気」をつくりだした「功労者」としての重要な一翼は明らかにマスコミになったのである。そしてマスコミは全体として小泉「改革」こそいまの日本に不可欠であり、それこそがあたかも「日本を変える」唯一の処方せんであるかのように描き続けた。そのためマスコミは小泉「改革」と小泉政権を擁護し、その一方で小泉「改革」に反対したり、批判するなど彼らにとって都合の悪い動きについては、これを掲載しないか、逆に攻撃を加えるという、およそジャーナリズムにあるまじき報道姿勢をとってきた。

そこで以下、第二にあげた商業マスコミの果たしてきた役割について、やや詳しく経過をたどりつつ、検証しておこう。

森前首相の後継を選ぶための自民党総裁選は4月11日に告示され、同24日党大会に代わる衆参両院議員総会を東京・永田町の自民党本部で開き、小泉氏を第20代同党総裁に選出した。

商業マスコミは、従来自民党総裁選については、とくに1990年代から詳しく報道してきた。まずそうした永田町中心の報道をもって政治報道の本道であるとする考え方自体が問題である。第一党の総裁選だからといって、それはあくまで一つの政党内部の問題である。その節々で中間の経過などを報じるのはよいでしょう。だが、

毎日々々どの候補が何をいった、こう動いたなどという報道が紙面、テレビニュースのトップとして扱われたり、大きく紙面のスペースを割き、テレビ討論、政見放送などがかなりの時間をあてて放送されるということは、公平な報道、“社会の公器”としてのジャーナリズムのあり方という点からみて、大きく逸脱するものというほかない。この総裁選には、小泉氏をはじめ橋本竜太郎（元首相）、亀井静香（当時政調会長）、麻生太郎（当時経済担当相）の4氏が立候補した。総裁選報道は、NHKや民放テレビ各局による4人の候補の討論、演説などの無批判な垂れ流し放送のほか、新聞も4氏の主張や言動を連日大きく扱った。4氏は、憲法改悪や靖国神社公式参拝をそろって公言、中小企業を食いものにしたKSD事件、税金の党略的流用が問題になった機密費疑惑など、自民党政治の根本にかかわる大問題については、だれ一人として真相究明の弁もなければ、反省の声もなく、金権腐敗隠しに躍起であることを浮き彫りにした。マスコミが総裁選について洪水のように流すテレビ放送や新聞報道に、初めは無関心に近かった多くの国民も、次第に自分もまるで選挙に参加しているかのような錯覚におちいる状況もあったはずだ。こうしたなかで派手なパフォーマンスで「日本を変える、自民党を変える」とと絶叫する小泉氏の姿が映像で目立ち、自民党支持者ばかりか、一般の視聴者のなかにも共感を広げていったのも事実である。

こうした流れのなかで各地の自民党地方組織の選挙で、本命とされていた橋本氏に小泉氏が大勝する劇的な展開が見られた。橋本氏が勝ったのは、地元の岡山など少数の地方にとどまった。“橋本が勝つなら自民党政治は何ら変わらない”と踏んでいた視聴者も、これ

には注目した。これは大きなニュースであり、マスコミのセンセーショナルリズムを大いに刺激したのは当然であろう。こうした展開はマスコミの最も好むところであり、総裁選の話題を追うキャンペーンは、総裁選最終盤から首班指名に向けてエスカレートしていき、「小泉人気」はいやがうえにも上昇したのだった。筆者は、この原稿を書くためにある著名な政治評論家〇氏と意見交換したが、同氏と総理就任後の小泉氏が会ったさい、小泉氏は“当选するかも知れない”と思いだしたのは、党大会の三日前くらいからで、各地方での私の勝利をマスコミが大きく報じるようになってからだ”と述べたという。これは、言外に“マスコミの応援が本格的になったことから総裁当選もありうると思った”という意味をおわせたものといえる。いずれにしても早くもこの時期に、小泉内閣発足直後に歴代内閣でも未曾有の80～90%の支持率を記録する土台が築かれたといつてよからう。

自民党総裁選の最終盤から4月26日の首班指名、さらに参院選前の7月初めにかけて、テレビの「ワイドショー」がどんなに小泉内閣を持ち上げたかは、TBS番組「ブロードキャスター」の調べたデータ（番組中で「お父さんのためのワイドショー講座」として発表＝[表1参照]）をみれば一目瞭然である。この表でも分かる通り小泉政権にからむ政治の話題が毎週連続して第1位あるいは2位にランクされた。

一方、新聞もとくにこの時期、あの手この手

図表1 TBS『ブロードキャスター』の
「お父さんのためのワイドショー講座」ランキングより

4月第4週(4.23～4.27)	小泉純一郎首相誕生	13時間16分25秒	第1位
5月第1週(4.30～5.4)	今週も人気あり!小泉首相	3時間36分43秒	第2位
5月第2週(5.7～5.11)	総理が語る「米百俵」	3時間08分56秒	第2位
5月第3週(5.14～5.17)	首相・今週も歌う	6時間55分36秒	第1位
5月第4週(5.21～5.25)	FORZA小泉内閣	10時間25分31秒	第1位
5月第5週(5.28～6.1)	外相―首相＝700,000,000	10時間16分20秒	第1位
6月第1週(6.4～6.8)	鋼鉄の女更迭論渦巻く	11時間02分55秒	第1位
6月第2週(6.11～6.15)	感動舌!	6時間03分07秒	第2位
6月第3週(6.18～6.22)	ライオンの運命 小泉(政治)	9時間53分44秒	第1位
6月第4週(6.25～6.29)	美女と野獣	8時間40分56秒	第2位
7月第1週(7.2～7.6)	観劇した!小泉首相・世界デビュー	8時間39分56秒	第1位

経済動向(マスコミはなぜ小泉「改革」を応援し続けるのか)

で小泉首相と小泉政権をめぐる話題やニュースを精力的に掲載した。また社説、論評などでも、小泉「構造改革」を徹底的に持ち上げた。例えば、「朝日」2002年1月22日付に「朝日新聞紙面審議会第12期第8回会合」の論議の概要が掲載されているが、「小泉改革」をテーマに話し合ったなかで、同社の秋山東京本社編集局長が小泉「改革」の報道について「朝日新聞としても当初は『よしやれ』ということだった」と述懐している。つまり当初は少なくとも小泉「改革」について「よしやれ」というのが同社中枢部が打ち出した編集方針であり、この立場にたった取材、紙面づくりが社の方針としておこなわれたのである。したがって同紙の政治記事はもちろん、社説、論評もその立場にたつものであった。その一方で小泉「改革」に反対、または批判的な政党の動向や幹部の発言は報道しないか無視され、まして反対の集会、デモなどは一切黙殺された。こうした傾向は、もちろん「朝日」のみでなく、大なり小なり各新聞に共通していた。

先に筆者は、マスコミが第一党の総裁選報道を過大に扱う不当性を指摘したが、それにとどまらず、小泉「改革」に批判的な政党や団体の動きや反対の大衆行動までも黙殺するとなると、問題はきわめて深刻だといわなければなるまい。

このようなマスコミの状況は、かつて1993年夏に発足した細川内閣が、「政治改革」の名のもと議会制民主主義を踏みにじる小選挙区制導入を策したさい、これに反対したり、批判した人たちを「守旧派」として排除した当時のマスコミの実態と通ずるものがある。そこで首相の諮問機関の第八次選挙制度審議会（89年発足）が小選挙区比例代表並立制の導入の検討を始めていらい、これに反対を表明していた、当時の「朝日」編集委員の石川真澄氏（現桜美林大学教授）から筆者が直接聞き、のち彼が『世界』にも書いた話を思い出す。同氏は93年に半年ほどロンドンに研究留学して帰国したところ、社内は細川内閣の唱える「政治改革」熱一色に染まり、

同氏は「守旧派が帰国した」といわれて驚いたという。このような事態は当時単に「朝日」のみならず、他のマスコミの現場も同じような状況が広がっていた。

これはあくまで筆者の推測だが、昨年4月小泉内閣が発足し、マスコミが小泉「改革」熱に浮かれていた昨年秋頃までは、新聞社内は恐らく小泉「改革」礼賛一色であり、これへの異論を公然と差し挟む記者はつまはじきされる状況であつたに違いない。それは先に紹介した「朝日」の秋山東京本社編集局長の同社「紙面審議会」での述懐的発言からも容易に想像できる。同編集局長の言葉をしばしば引用して申し訳けないが、そのマスコミの「よしやれ」路線が結局、異常な「小泉人気」をつくりだすうえで大きな役割を果たし、さらに1月下旬から2月上旬の調査で支持率が大幅下落するまで「小泉人気」を支えてきたといつてよからう。

4. 日本でマスコミの影響がなぜ強いのか

ここで日本においてマスコミの影響がなぜかくも強く、それは国民の意識や気分までも左右する要因になるような力をもっているのかという問題にふれておく必要がある。

第一に、日本は世界の先進国といわれる国々のなかでもマスコミの情報ネットワークが最高度に濃密に縦横に張りめぐらされている国である。そしてこれらの媒体を通して日夜世界と日本のニュース、出来事、問題をめぐる情報がリアルタイムで映像によって茶の間に飛び込み、新聞はそのくわしい内容、評価を活字で伝える仕組みが市民の生活のなかに定着しているのである。

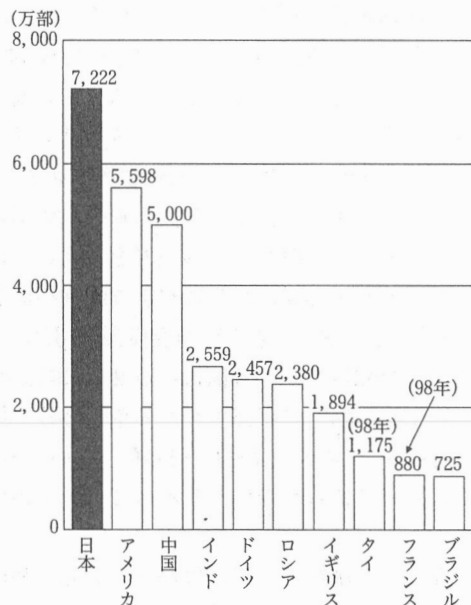
まず日刊新聞についてみると、日本新聞協会の調べた2001年10月現在の総発行部数は、朝夕刊セットを1部として5368万753部で、総務省の「住民基本台帳人口要覧」から算出した世帯数で計算した1世帯当たり部数は1.12部である。朝夕刊別にそれぞれ1部として数えた場合は、7169

万4148部となる。国際比較する場合は、外国の新聞の多くの発行形態は朝刊か夕刊だけとなっているので、世界新聞協会の統計や『ユネスコ文化年鑑』などは朝・夕刊各1部として数える部数を使っている。それによると、日本の日刊紙発行部数は、世界で飛び抜けて高い1位であり、2位のアメリカに大差をつけている(図表2参照)。

人口1000人あたりの発行部数でみた普及率は570部とこれは世界1のノルウェーと並ぶ。特徴的なのは、個々の新聞の発行部数が多いことで、「読売」1000万部超、「朝日」800万部超とそれぞれ世界1位、2位を占め、100万部を越える新聞は10紙もある。そのほか発行部数30～50万部を数える地方紙が全国各県に散在している。また日本の新聞の特徴は、密度の高い宅配制度があることだ。しかも教育水準が高い日本では、政治、経済、社会、文化、国際、スポーツなどかなりの水準の知識、情報が掲載される新聞でなければ読者に受け入れられない。このため一般に読者の信頼度が高い新聞が発行されてきた。

一方、放送メディアは、技術革新と結びつい

図表2 上位10か国日刊紙発行部数 (1999年)



資料) 世界新聞協会(WAN)

てラジオ、テレビ放送のほか、ケーブルテレビ、衛星放送など多彩化している。その一方で放送事業者が増えてきた。NHKに加えて民間放送事業者が増えている。NHKは「放送法」によって設立された非営利の特殊法人の公共放送機関であることから、視聴者の信頼性は民放よりも高い。また世界有数の放送局として強力な取材陣を世界各地に展開して、広範な問題にわたる取材をおこなっている。しかしNHK会長は総理大臣の任命によるなどとも政府、権力に支配されやすい。近年NHKの肥大化は著しく、さまざまな点でジャーナリズム性が欠落する報道姿勢が目立つ。一方、民間放送事業者を中心に放送事業者の配置状況、普及状況をみると、まず地上波民放は2000年8月時点で190社になっている(コミュニティ放送、テレビ多重放送専門事業者を除く)うちテレビと中波ラジオの両方をおこなう事業者は36社、テレビだけは91社、ラジオだけの事業者は63社である。地上波は原則として県域を放送の単位としており全国放送をおこなうためには、全国にネットワークを組織する必要がある。現在テレビのネットワークはテレビで5系列、ラジオで5系列ある。これをテレビのネットワークでみると、キー局であるTBSは28局、日本テレビは30局、朝日放送は26局、フジテレビは28局、テレビ東京は6局を系列とし、系列間の競争を展開しているのである。従って各テレビ系列が視聴率獲得のために、ある事件、問題が視聴者の関心、興味をそそると判断すれば、これをセンセーショナルな番組に仕立てあげ、それで視聴率が上がればさらにセンセーショナルリズムがエスカレートしていくやり方が常態化しているといえよう。

第二に、以上見たように世界最高水準に発達した新聞、テレビなどは、本来陥りやすいセンセーショナルリズムとともに、体制順応主義を強めていることである。体制順応主義について元「朝日」論説委員の丸山静雄氏は、「いま商業ジャーナリズムにおいて一番警戒すべきは、現

経済動向(マスコミはなぜ小泉「改革」を応援し続けるのか)

実主義、つまり体制順応だと思う。口では変革を唱え、民主をいうけれど、実際は時の権力者の考えを肯定し、助長する役割をしている」と指摘する。そうした体制順応主義にたつ報道機関が前述のような「よしやれ」方式で小泉「改革」を支え続けたのである。

また小泉首相は、就任早々の記者会見などで「構造改革」とともに、憲法改悪、首相公選制、有事法制、集团的自衛権、教育基本法改悪、靖国神社公式参拝など一連の反動的な政策、姿勢をあらわにした。しかしこれだけ次々と重大な問題を打ち出したにもかかわらず、マスコミはこれに対し全体としてきちんとした批判も反論もしなかった。こうしたなかで、1994年に「憲法改正試案」を、続いて2000年に「憲法改正第二次試案」を打ち出した「読売」だけがわが意を得たりとばかり、小泉首相の改憲構想を大歓迎する社説(5月3日付)を掲載した。同社説では「戦後の憲法秩序のさまざまな歪みを正し、新たな国の姿を求める小泉首相の姿勢を高く評価したい」と賛美した。

小泉首相がいちはやく公言した靖国神社公式参拝をめぐって内外の批判が高まった。これについて当時日本共産党、「しんぶん赤旗」は、「靖国神社は、侵略戦争を『正しい戦争』だったとする立場で、戦没者をまつっている特別の神社だ。そういう神社に参拝することは、どういう理由をつけようとも、首相が侵略戦争を肯定する立場に身を置いていることを、みずからの行動をもって示すもの」とつよく批判してきた。それが国際的常識である。ところが、商業新聞(8月14日付社説)はその多くがそうした中心問題には触れることなく、「日をずらすという苦悩の跡はうかがえる(毎日)」などといい、一方、「読売」は「総合的に判断すれば、十三日参拝という首相の判断は適切な選択だった」とした。「産経」にいたっては「十五日を回避した参拝のもたらす悪影響は見逃せないものがある。首相は『改革断行』を掲げているが、その決意を国

民はどこまで信じていくことができるのだろうか」とまでのべた。しかも「産経」(8月4日付)コラム「産経抄」で靖国公式参拝についての日本共産党・志位委員長発言を「古ぼけたイデオロギー」と誹謗する。このような中傷は、およそジャーナリズム精神とは無縁である。

さらに重大なのは、9月11日の同時多発テロ・アメリカ主導の報復軍事行動とそれに対する、いわゆる「支援策」をめぐる一連の報道である。テロのあと、日本のテレビ、大新聞は、ブッシュ大統領の会見、演説始め軍事報復の正当性とその準備についての強硬姿勢をめぐり、BBCなど米報道を垂れ流し、ブッシュ大統領の「これが戦争だ」という宣言と「ショー・ザ・フラッグ」という要求をうけて「単に米国のみの『戦争』ではない」(「読売」社説)、「日本の同盟国の一員としてとして座視できない」(「産経」)、と日米軍事同盟強化の立場から「支援策」に取り組むよう督促した。小泉首相が表明した自衛隊による対米「支援策」について各紙は一様に評価した。当初アメリカの軍事制裁の動きに批判的だった「朝日」も、軍事力行使を「頭から否定することはできない」「やむを得ない手段」といい、自衛隊派兵の新法検討を「それも一つの選択肢」(9月18日付)とのべ、「日本の主体的判断で加わることをためらってはなるまい」(同21日付)とまでいうに至った。10月8日アメリカはついにアフガニスタンへの空爆に踏み切るが、こらに対し「朝日」から「日経」「産経」に至るまで空爆はやむを得ないとの態度を表明したのである。政府・与党は10月16日テロ特別措置法(報復戦争参戦法)を衆院特別委員会で可決、同29日成立を強行した。各紙はいっせいに社説を掲げたが、「読売」「産経」がもろ手をあげて歓迎したほか、「朝日」「毎日」「日経」も論点の置き方に違いはあるものの、そろってこれを容認した。

こうして体制順応主義に貫かれた紙面、映像が日本列島を覆い、小泉政権の政策を正当化し、

「小泉人気」を支える役割を果たしてきたのは重大である。

第三に、日本の新聞、テレビは、「社会の公器」と自称しながら、もともと商業性が高いことで知られる。全国紙の販売部数が1000万部（「読売」）とか、800万部（「朝日」）とかいうふうに、世界の新聞の常識からいえばまるで化け物のように巨大化していること自体が、部数拡張競争に走る商業主義を象徴している。ニューヨークタイムス、ワシントンポストなどは100万部程度である。しかもこの部数はただちに広告の獲得競争にはね返り、威力を発揮する。テレビもCM市場で視聴率が幅を利かせている。

深刻化する景気の低迷、消費不況のもと、このマスコミの商業主義にいつそう拍車がかかっているのが今日の特徴である。このため新聞各社は、部数至上主義の体質をますます強める一方、社内では「技術革新」とあいまって、人べらし「合理化」を柱とする生き残りをかけた総人件費の抑制に躍起になっている。「読売」は、1月10日に東京都内で開いた「読売新春YC（読売センター）所長会議」で渡辺恒雄社長らがあいさつし、「創刊130周年の2004年には1040万部達成」を訴えた。「毎日」は1月12日の「毎日会新年拡大正副会長会（東京本社管内）」で斎藤明社長は、「経営の強化を進め、400万部の安定確保を」を呼びかけた。「朝日」は昨年11月発表した2001年度中間決算で前年同期比売上げで1.4%、経常利益38.1%、純利益で55.1%それぞれマイナスの減収減益となった。このため人減らし、増紙を目指す「紙面改善」を打ち出した。

新聞協会2001年4月現在の調べによると、新聞社105社の従業員は9年連続で減少し、5万8760人になり、前年調査から1257人減少した。

最近9年の従業員推移をみると、実に7584人も減少、加速的に人べらしが進行している。この結果、新聞労働者は過密労働のもとにおかれ、記者は「考える」時間もなく、最小限の取材ですまざるを得ない、紙面作りに十分な手をかけられないなど劣悪な労働条件におかれている。配転も多い。ある現役記者は「こうしたなかで小泉『改革』に批判をもっている記者も結局、デスクや幹部の氣にいられるような記事を書いてしまう」と語っている。マスコミの職場でいま恐るべき状況が進んでいる。

おわりに

鈴木宗男議員の外交・税金私物化、加藤紘一氏の秘書「口利き」事件などが浮上し、これへのマスコミの批判は厳しい。しかし不良債権早期処理を促すなど小泉「改革」推進を求める基本姿勢は依然変わらない。ある著名な政治学者は、支持率が急落し小泉「改革」の正体が明らかになっても、マスコミがそれへの応援を続けることについて「ここで小泉『改革』をマスコミが見捨てて小泉内閣が落ち込むことは、マスコミにとってもっともこわいと考えているからだろう。マスコミ自身も手詰まりになっている」と見る。いま深まる経済危機のもとで新聞、テレビとも経営の見通しはまったくの不透明の状況にある。だが彼らには、国民とともに日本経済を活性化していくという姿勢はない。小泉「改革」をどこまでも支え、応援するというのなら、日本経済を破局の道に導こうとする小泉内閣の共犯者として国民の厳しい批判を免れないであろう。

（かねみつ けい・ジャーナリスト）

特集／小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

小泉内閣の財政租税政策の特徴と本質

谷山 治雄

危険な政府

「小泉税制改革」の論議が始められた。小泉首相は税制改革を「構造改革」の大黒柱と位置づけている。論議の主な舞台は政府と自民党の税制調査会それに経済財政諮問会議であり、2003年度以降の税制改革を目指して、この6月をめどに答申あるいは提言をまとめるとしている。もちろんその具体的な内容はいまのところ判らないが、政府筋の発言からおおよそのことは予測することができる。もともと小泉首相の言うことは呪文のようなものが多い。今回も「聖域なき税制改革」と言っているが、なにが「聖域」なのか、それにどう踏みこむつもりなのかまったく判らない。結論的にいえば、目標は最低生活費非課税の原則や累進負担の原則、つまり応能原則という「聖域」の破壊を指しているようである。

塩川財務相の言うところによると〔1月10日 記者会見 1月20日 NHK座談会〕、「直間比率の是正」を進め、そのために所得税の課税最低限を引き下げ、消費税の増税を予定し、税率のフラット化をしたいというのである。要するに大衆課税の強化と大企業金持ち減税であり、その意味では自民党政治の継承にほかならない。

ところで小泉内閣の支持率は、田中外相の罷免問題や深刻さを増す不況などで、急速に低下したが、もともと支持者の支持する理由を見ると、ほぼ6割近くがほかの内閣よりよさそうだからということであつた〔NHK 1月15日世論調査〕。このことは、いいかえれば直前の橋本、小渕、森などの内閣がいかにかつたかということになる。とりわけ密室政治のなかで誕生し「神の国」発言で国民を呆れさせた森内閣は、

与党のなかからも「これでは選挙に勝てない」と不満を募らせたほどひどかった。国民の自民党離れは長野、栃木、千葉などの知事選挙に端的に表された。小泉内閣の「幸運」は、自民党を壊すと宣言し、超不人気の森内閣の後に、党内の「公開選挙」によって誕生したことであろう。そして「構造改革なくして景気回復なし」とか中身は全く判らないが、もっともらしく聞こえる「呪文」を唱え続けたことも、漠然とした、しかし広範な支持を取り付けた原因であろう。このようなパフォーマンスは、かつてヒトラーがナチの台頭に際して「ウソでもなんでも大声で同じことを繰り返せば大衆はそれを信ずる」と言って支持を拡大した歴史を思い起こさざるをえない。小泉内閣は危険な政府である。

「構造改革」という呪文

小泉内閣のキャッチフレーズは「構造改革」である。しかし、これはまるで「呪文」のように繰り返されるだけで、どのような構造をどのように改革しようというのか、その全体像も中身も依然としてよく判らない。想像できることは、昨年〔2001年〕6月に発表されたいわゆる「骨太方針」で、「創造的破壊」ということを強調しているところからみて、要するに国際競争に勝ち抜き経済の再生を図るために、役に立たない、あるいは邪魔になると思われるものを切り捨て、いわゆる強い者だけが生き残る、いうなれば「弱肉強食」の競争社会を実現しようということのようである。そのためには、失業や倒産、国民の生活苦の増大も意に介せず、ひたすら邁進しようとしている。しかし未曾有ともいべき不況の過程で、このような「構造改革」を強行したばあい、果たして景気は回復するの

か、日本経済は安定的成長の軌道に乗ることができると、株価の下落に象徴的に示されるように実は「支持者」も含めて多くの人々が危機を抱えていることは確かである。

小泉内閣の誕生とその政策の背景には、大企業—多国籍企業—を中心とする日本の支配階級の政策的行き詰まりと1990年代からの「失われた10年」にたいする焦りが感ぜられる。

周知のようにこの「失われた10年」の始まりは、いわゆるバブル崩壊に基づく不況であった。ここでバブル景気とその崩壊についてくわしくのべるのは省くことにして、景気対策として行われた自民党政治の財政・租税政策について簡単にふれてみたい。

間違いだらけの景気対策

景気対策としての財政政策のシナリオは次のようなものである。その中心は建設公債を財源とする公共事業費の拡大であった。これはケインズ主義的財政政策のいわば「おはこ[18番]」というべきものであり、それによって建設業だけでなく、民間需要を拡大し、雇用を増加させて経済を活性化し、成長を図るというものであった。ところが実際には景気は回復せず、経済成長率はほぼ横ばい、1998年以降はマイナス、失業率は最悪の水準になった。いうなればマッチを擦っても燃えたのはマッチだけだったのである。その理由はいろいろあるが、1つは公共事業費によって国家予算から資金が供給されても、それがもつばら債務の返済に充てられ、設備投資や雇用の増大には向かわなかったということである。こうして日本の経済はリチャード・クー氏[野村総合経済研究所首席エコノミスト]のいうバランス不況に陥ったのである[「日本経済生か死かの選択」 徳間書店 2001年10月]。つまり資金需要の不足であるが、もちろんその基礎には消費の不振などの実体経済における需要不足がある。つまり問題は需要の側にありいわゆる供給側ではない。

次の重点は税率引き下げを中心とする所得税、

法人税などの減税であった。所得税及び住民税の最高税率は1987年の88%から65%[1999年]に、さらに50%に引き下げられ、法人税の実効税率は1989年の49.89%から40.87%に引き下げられて、双方ともアメリカとほぼ同じ水準になった。つまり減税政策は日本の大企業や大金持ちの要求によるだけでなく、公共事業費の拡大とならんでいわゆる「外圧」も強く影響しているのである。

このような減税は貯蓄不足ひいては投資不足の経済には有効かもしれないが、「貯蓄過剰・消費不足」の経済には有効ではない。一方自民党の橋本内閣は消費税の税率引き上げ[3%から5%へ]を強行し、不況をさらに深刻なものにした。もともと景気対策としての減税は可処分所得を増大させ、それによって需要の拡大を期待することにある。しかし、実際にその効果はほとんどなかったといってよく、失ったのは税制の所得再分配機能[公平・公正の原則の適用]と同時に財源調達機能[収入十分の原則]であった。

国家予算の歳出は1990年度の66.2兆円から2000年度には84.9兆円と18.7兆円増加したが、税収は1992年度の58兆円から2000年度には48.6兆円と9.4兆円減少した。28兆円の収支の逆転である。その収支不足はもちろん建設公債をふくむ赤字公債によって賄われた。国債残高は1991年度末には172兆円であったが2001年度末の見込みでは389兆円に達し、国・地方などの長期債務残高のGDP[国内総生産]に対する比率は、1991年度末の58.6%から2001年度には128.5%と先進国のなかでは最悪の状況になっている。

要するに自民党政治による財政政策は、景気対策としてみてもまさに失政といわざるをえないのであるが、ここで一言金融問題についてのべておきたい。「失われた10年」における金融政策の最大の特徴は超低金利政策である。日銀の公定歩合は1990年の6%から1992年には2.5%に、そして現在は0.25%に引き下げられている。いうまでもなく低金利政策は企業の資金需要の増加を促し、それによって設備投資や雇用の増

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

大を図り、株価や地価を押し上げ [あるいはその低下を抑制し]、全体として経済の活性化を図ることにある。しかし実際にはそうはならなかった。いまでは低金利のもとで金融機関は不良債権問題に、企業は過剰債務と貸し渋りに悩んでいるのである。一方預金金利の大幅下落は多くの個人の購買力を奪い、消費不況に拍車をかけた。これはまた税収にも大きな影響を及ぼした。利子所得に対する源泉所得税収は1990年度には3.2兆円であったが、1999年度には1.1兆円に激減したのである。

以上のべたように、ゼネコン中心の公共事業費と税率引き下げを中心とする減税による景気対策のシナリオは、結果として崩壊したといってよい。いいかえれば、経済成長率の伸びはなく、経済はデフレ現象の悪循環という様相を深刻化しているのである。

日本経済は先進国中最悪の状態

日本経済は先進資本主義国のなかでは最悪の状態に陥っている。もちろん、日本以外の国々もいろいろな問題をかかえてはいるが、この10年間は異なった過程を経てきている。たとえば、アメリカは1992年度には2904億ドルの財政赤字であったが、1998年度には黒字に転じ、2000年度には2364億ドルの黒字を計上した。この間のGDP [名目] の伸び率は単純平均で、年率ほぼ4.4%であるが、特徴的なことは、個人消費支出が平均3.8%、住宅投資が同じく4.4%伸びていることである。またEU [ヨーロッパ連合15カ国] もマーストリヒト条約に基づく財政赤字のGDP比3%、累積赤字の比率60%という目標に向かって財政赤字を縮減しつつあるが、ここでもGDP [名目] の平均伸び率は3.9%、個人消費支出の伸び率は低いとはいえ1.3%となっている。因みに日本のばあい1990年度はかなり高い伸びを示しているが、1992年度以降はひどく停滞している。1992年度から1999年度の推移をみると、GDPの伸び率はわずか1%、個人消費支出は1.7%の伸びになっているが [1997年度から1999年度に

かけては0.5%にすぎない—実質消費支出は4年間連続マイナスである]、住宅投資はマイナス3.2%となっている。いずれにしてもGDPの伸び率がきわめて低く、まさに長期停滞ないし不況の状態にあることが特徴である。

これだけみても、日本の自民党政治による景気対策が間違っていることは明らかである。

2002年度予算について

さて2002年度予算に関する諸問題については、別稿に譲りごく簡単にのべることにする。小泉内閣の予算編成方針は、まず財政についていえば「国債30兆円のワク」を守るということであり、数年後にはプライマリーバランス [国債費を除く財政支出を国債収入以外—主として租税—で賄うこと—いいかえれば国債の累増は止めるというバランスのこと] を黒字にしようということである。いうまでもなく、そのためには大幅な支出の削減と増税が必要である。

支出の削減については、すでに2002年度予算に現わされている。もっとも顕著なのは社会保障費とりわけ医療費の削減である。公共事業費については、前年対比10%の削減としているが、2001年度の補正予算で大幅な積み上げを行っており、またいわゆる従来型の支出については、ほとんどそのままである。また防衛費については、まったく削ろうとしてせず、依然として「聖域」として保持されている。結局「痛み」を蒙るのは一般国民である。ではそれで「国債30兆円のワク」という公約は守られたのかということではない。なぜかというと4兆円のいわゆる「隠れ借金」を作るというトリックを仕掛けているからである。そして全体として特徴的なことは、ますます深刻化する不況にたいして、まったく手を打っていないことである。はっきりいえば、この予算はいつそう国民生活と景気を悪くするものといえる。それは橋本元首相が反省している1997年度予算と同じである。税制についていえば、いわゆる「目玉」は大企業に減税をもたらす連結納税制度の実施であり、一

方高齢者の利子所得に打撃となる「マル優」の廃止を織り込んでいる。税制改正全体としていえば、これほどジレンマに陥った年度はないともいえる。つまり「国債30兆円のワク」にしばられて景気対策としての減税もできず、不況に配慮して増税もできないからであり、いわば小幅な改正に止まざるをえないものになっている。

庶民増税路線—その1

所得税の課税最低限の引き下げ

さて2003年度以降の税制改革の方向であるが、はじめにのべたように、その基本的なものは第1に庶民増税であり、第2に税率のフラット化[一律化、均等化]を目指す金持ち減税である。そのいわば哲学は「構造改革」に伴う「痛み」は主として庶民に押し付けるというものであり、一方弱肉強食の競争社会に生き残り勝ち抜いた者にはその努力に報いようというものである。そこにはいたわりとか思いやりとかいう人間社会の倫理も政治の責任も消し去られている。そして小泉内閣が好んで使う「セイフティ・ネット」[安全装置]というものの税制改革についてはまったく登場しない。

庶民増税の柱は大きく分けて2つある。つまり所得税の課税最低限の引き下げと消費税の税率引き上げである。そこでまず前者についてのべることにしたい。

課税最低限とは要するに一定の所得以下の者には所得税が課税されないというラインを示す金額である。その構成要素は普通給与所得控除と社会保険料控除、それに基礎[本人]控除、配偶者控除[特別控除を含む]、扶養控除[特定控除を含む]などの人的控除である。その趣旨は租税原則という最低生活費非課税の原則の適用であるとされている。どの控除をどのように引き下げるのか、いまの段階でははっきりしないが、いずれにしても、課税最低限の引き下げというのは、所得税が課税されなかった者に課税することになり、低所得者にとって相対的にも絶対的にも負担の増加をもたらすことになる。

[注] 2001年ベースで給与所得控除の金額は67兆円、人的控除の金額は47兆円、合計で114兆円であるから、かりにそれを2割引き下げ、平均税率を20%とするとおよそ4.5兆円の増税になると推定される。

戦後の税制改革の歴史は、基本的には国民の要求と運動によるものであるが、ある意味では課税最低限引き上げの歴史でもあった。それを引き下げようというのであるから、戦後租税政策の1大変革[改悪]といわざるをえない。ではなぜいまになってこのような変革をしようというのであろうか。もちろん、その理由は増税の必要であり、それを庶民に押し付けようということであるが、その口実は課税最低限が高いから、さらなる広い負担を課そうということである。果たしてこの「高い」というのは本当なのだろうか。日本でもつばら使われているのは財務省が発表している数字であり、大きな問題の1つはマスコミや多くの学者などがコメントすることなしにこれを無批判に使っていることである。

まず課税最低限の構成要素についてであるが、給与所得控除は税法上の給与所得者にだけ適用されるものであるから、すべての納税者に適用されるものではない。つまり普遍的あるいは一般的な課税最低限の構成要素としてカウントするのはおかしいのである。またそれは税法上必要経費の実額控除を原則的に認められていない給与所得者にとって必要経費の概算控除という性格を持っているものであるから、人的控除ではない。次に社会保険料は租税に準ずる負担であるから、これを最低生活費非課税の原則の適用としての課税最低限に加えるのはおかしい。社会保険料が引き上げられれば、課税最低限が高くなるというのは、いまのべた原則からみて不当だといわざるをえない。要するに課税最低限の構成要素は人的控除に限ぎられるべきなのである。この人的控除はそれぞれ38万円[住民税は33万円]であるから、3人家族のばあい114万円、配偶者特別控除と特定扶養控除を適用したばあいは177万円になる。ところが憲法第25条

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

にうたわれている最低限度の生活を保障するものとしている [実際には大いに疑問であるが] 生活保護法による生活扶助料は196.7万円 [2001年ベース] であるから、この人的控除は明らかに低く、ドイツの連邦憲法裁判所の判決 [1992年] を引用すれば憲法違反だということになる。人的控除は引き上げるべきなのである。因みにドイツの基礎控除は14093マルク [2001年ベース] で84.5万円、あとでのべる購買力平価で計算すれば112.7万円で、それぞれ日本の2.2倍、3倍になる。

次に給与所得控除をあえて計算に入れて賃金水準と比べてみたい。

財務省の計算によれば、給与所得者のばあい、単身者の課税最低限は114.4万円である。かりに1時金を年3カ月としたばあい月収は7.6万円である。これ以上になれば所得税が課税されるというのであるから、果たして「高い」といえるのであろうか。また夫婦者で配偶者が無所得のばあい、この水準は14.6万円、夫婦子供1人の家族で配偶者が無所得、子供が高校あるいは大学に就学しているばあいの水準は18.8万円である。やはり果たして「高い」といえるのであろうか。「高い」と主張している者の神経を疑いたくなる。

さて次にたえず持ちだされるのが国際比較である。これは日本の庶民が読書力は高いが、ざりとていわゆる「横文字」の文献には弱く、結局公的に発表される国際比較なるものを信じやすいという弱点を見越してだされるのかもしれない。国際比較というものが重要であることは確かであるが、本来その必要性は、日本以外の国々の事情を知ることによって、生活水準の向上など国民生活、国民経済の発展に参考にするのである。決め手になるのはもちろん日本の実情であって、国際比較などではない。

ところで所得税の課税最低限の国際比較についてであるが、その正確かつ普遍的な比較というのは、不可能に近いといってよい。なぜなら国によって制度が著しく異なっているからであ

る。たとえばアメリカには稼得所得税額控除という制度があるが、これは税額がないばあいは「還付」される。日本のばあい夫婦子供2人の家族のばあい、年収が350万円だとすると、課税最低限以下になるから所得税は課税されない [だけである]。ところが、もし日本にアメリカのような稼得所得税額控除があるだとすると29万円が「還付」されることになる。このような差異をどのように課税最低限のなかに織り込んで計算するかは難しい問題である。またドイツのばあいは子女の扶養控除の代わりに児童手当が給付されるが、その金額は年3240マルクで、換算すると19.4万円になる。これを所得控除に変えてみると、日本の所得税の最低税率は10%であるから、194.4万円の扶養控除ということになる。これは日本の扶養控除のほぼ5倍である。最高税率の37%で計算しても52万円の扶養控除ということになり、やはり日本よりは高い。

そのほか住宅取得 [別荘を含む国もある] のばあいの利子控除 [日本には住宅取得特別控除しかない] とか教育費控除 [日本には特定扶養控除しかない] とか、フランスでは実額控除が認められているとかいづれにしても比較をするには難しい制度が数々ある。

かりに単純な比較をするばあいても、換算レートは購買力平価で行うべきである。なぜなら、課税最低限とは最低生活費の保障を意味するのであるから、生活費の比較を示すレートで行うのが合理的だからである。財務省の統計をもとにして計算したのが次の表であるが、これをもっても、現在の課税最低限が国際的にみて高いとはいえないのである。

「小泉税制改革」で予定されている課税最低限の引き下げという政策はまさに言語道断のものとわざるをえない。必要なのはその引き上げである。

庶民増税路線—その2 消費税の税率引き上げ

増税の柱の第2は消費税の税率引き上げであ

る。1%の税率で2.5兆円の税収を得られるこの税の増税がむしろ「小泉税制改革」の本命だといってよい。竹中経済財政担当相の以前からの持論は14%への引き上げであり、政府税制調査会の「中期答申」[2000年7月]によれば、もし消費税を「福祉目的税」として基礎年金、老人医療、介護などの財源とすれば2000年度ベースで13-16%の税率になるとのべ、また「経済財政白書」[2001年12月]によれば長期財政均衡を達成するための消費税率は23-34%になるというとても数字をかかげている。消費税については数多くの論議が行われており、紙数の関係もあるので、詳しくのべることは省略するが、現行の消費税の特徴が公約違反の見本市のようなものであり、逆進性が強く、中小企業にもいわば「企業課税」として深刻な負担を課していること—それは消費税の巨額の滞納に現れている—などをまずのべておきたい。

所得税の課税最低限引き下げの大きな根拠は、まえにのべたようにそれが国際水準からみて「高い」ということであるが、消費税のばあいは5%という税率が、国際的にみて最も低いということが、その引き上げの根拠として言われている。しかし、消費税のGDPにたいする負担率でみると、日本のそれは2.5%で10%の税率を持つオーストラリアと同じであり、アメリカの2.2%より高い[ただしアメリカのばあいは州税としての小売売上税]。また、スウェーデンの付加価値税は25%といういわば最高の税率で日本の5倍であるが、その負担率は7.2%で日本の2.9倍、イギリスのそれは17.5%という税率で日本の3.5倍であるが、負担率は6.8%で2.7倍である。なぜこのような数字になるかということ、日本以外の国は食料品をはじめとする生活必需品にたいして非課税やゼロ税率制[完全非課税という仕組み]あるいは軽減税率などのシステムを広範に持っているからである。その意味で日本の消費税ほど消費支出にたいして広範に課税している「悪平等」な税は、国際的にはないといっ

てよい。たとえば食料品についていうと、日本では一律5%であるが、イギリス、カナダ、アイルランドではゼロ税率、イタリアでは標準税率[20%]の5分の1、フランス[19.6%]では4分の1、ドイツ[16%]では7%である。また日本では消費税抜きでは1日も暮らしてゆけないが、イギリスでは食料品、書籍、住宅建設はゼロ税率、家賃、医療費、交通費、娯楽などは非課税であるから、燃料・エネルギー代だけ負担すれば[2.5%]、長期にわたって暮らすことができる。要するに日本の消費税というのは思いやりの欠けた税なのである。

消費税は公約違反というだけでもいったんは廃止されなければならない。また景気対策からいっても、現在の不況の最大の原因は消費の不振、停滞にあるのだから、廃止あるいは税率の引き下げが重要な政策課題であり、それはアメリカをふくめて多くの論者から指摘されている。結局のところ、現行消費税は廃止もふくめて構造改革が必要である。

民主的税制改革の必要

ほかに「小泉税制改革」についてはのべなければならないことが多々ある。給与を大半の課税対象とする法人事業税[地方税]の外形標準課税化—それは地方消費税の増税に途を開く可能性もある—、構想はともかく実際には第2消費税になりかねない環境税の創設などなどである。一方では「努力に報いる税制」という名の下に、所得税や相続税の最高税率、法人税の基本税率の引き下げなど1連の累進課税—応能原則の破壊が進められようとしている。これは租税民主主義に対する重大かつ最大の挑戦である。

累進負担を持つ税制は社会保障とならんで、「福祉国家」を支える柱であり、資本主義社会の発展過程で人類が確立してきた重要な陣地である。旧ソ連、東欧諸国などの「社会主義体制」の崩壊、これに対応するかのような資本主義国家における政治の右傾化、経済政策における市

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

場原理至上主義の横行と多国籍企業の「支配」を基軸とするグローバリゼーションなどの進展のなかで、この「福祉国家」にたいする攻撃が強められている。

これに反撃するための民主的税制改革の最も

重要な課題は累進負担—応能原則の「復活」である。それは所得再分配機能と財源調達機能を回復するための重要な施策でもあり、政治と経済における民主主義のためにも不可欠であるといわなければならない。

所得税課税最低限の国際比較

「財政金融統計月報」[財務省] No. 588 [2001/4] より作成

[] 内の数字の上段は通常の為替レート、下段は購買力平価によるレートで計算した (単位1000円)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	通常のレート
単身者	1,144	\$ 7,450 [1,006] [1,184]	£ 4,385 [859] [1,061]	M 20,198 [1,211] [1,615]	F 84,323 [1,517] [2,024]	1 \$ 135円 [2002年1月24日] 1 £ 196円 [2001年12月29日] 1 M 60円 [同上] 1 F 18円 [同上]
夫婦者	2,200	\$ 13,400 [1,809] [2,130]	£ 4,385	M 37,964 [2,278] [3,037]	F 129,518 [2,331] [3,108]	購買力平価はOECD1999年 1 \$ 159円 1 £ 242円 1 M 80円 1 F 24円
夫婦子1人	2,833	\$ 19,633 [2,650] [3,121]	£ 4,385	M 54,542 [3,272] [4,633]	F 152,115 [2,738] [3,650]	
夫婦子2人	3,842	\$ 22,533 [3,042] [3,582]	£ 4,385	M 66,908 [4,014] [5,352]	F 174,713 [3,144] [4,193]	イギリス、ドイツ、フランスには原則的に所得制限のない児童手当がある。
国民所得 [1人当たり]	3,023	\$ 26,202 [3,537] [4,166]	£ 11,086 [2,173] [2,682]	M 34,252 [2,055] [2,740]	F 106,062 [1,909] [2,545]	

[日本のケース]

給与所得控除と社会保険料控除を除いた控除—

基礎控除、配偶者控除、扶養控除	それぞれ38万円	住民税は33万円
配偶者特別控除38万円	控除対象配偶者の所得に応じて通減する	住民税は33万円
特定扶養親族控除 [16歳以上23万円未満]	63万円	住民税は45万円
A 所得税のばあい3人家族で通常	114万円	A1「最高」177万円
B 生活保護法による生活扶助料	3人家族 月額163,970円年額1,967,640円 [2001年]	
A/B	57.9%	A1/B 90.0%

給与所得控除を入れたばあいの水準—一時金を3カ月としたばあいの月収水準

単身者76,200円 夫婦者146,700円 夫婦子1人 188,800円
夫婦子2人 256,100円 いずれも配偶者と子供の所得はゼロとしている

アメリカ 子女税額控除 [17歳未満] 500ドル [67,500円 日本の所得税の最低税率で計算すると、67万5000円 購買力平価なら79万5000円の所得控除になる] 2006年度まで段階的に引き上げ1000ドルまでにする予定 稼得 所得税額控除 最高控除限度額3756ドル。夫婦子供2人の給与所得者について日本のばあい350万円では課税最低限以下だから所得税はゼロになるがアメリカのばあいは約29万円が還付される。

イギリス 児童税額控除 520ポンド [10万1920円 日本の最低所得税率で計算すると101万9200円の扶養控除。—購買力平価ならそれぞれ12万5840円、125万8400円になる] アメリカに類似した就労所得税額控除という制度がある。

ドイツ 基礎控除は14093マルク [84万5580円 購買力平価なら112万7440円] 夫婦控除はその倍になる。児童手当は月額270マルク [16,200円 年額にすると194,400円 購買力平価なら25万9200円。日本の最低所得税率で計算すると194万4000円—購買力平価なら259万2000円の扶養控除になる]。

(たにやま はるお・税制経営研究所所長)

小泉「構造改革」下の雇用・失業問題

河村 雄二

はじめに

小泉政権が発足して1年になろうとしている。この間、小泉「構造改革」の下で、リストラ・雇用破壊は止まるところなく進行し、労働者・国民は“痛み”にさらされ続け堪え難い状況にある。

2001年の雇用・失業情勢をみても、小泉政権が発足した4月以降毎月悪化を続け、失業者、失業率はいずれも史上最悪を更新した。

小稿では、小泉「構造改革」下で深刻化する雇用・失業問題を、法制度と政策面から検討し、その本質と問題解決の方策を探ろうとするものである。

1. 深刻化する雇用・失業問題

(1) 統計データでみる実態

雇用・失業実態を「労働力調査」など政府統計データでみると、2001年の就業者数は、前年同月に比べ4月以降毎月減少を続け、特に9月以降毎月の減少幅が70～100万人台と大幅に増加、01年平均で前年比34万人減少した。

このうち雇用者については、01年平均で13万人の増加となったものの、9月以降減少に転じ前年同月比で48～64万人の減少で推移した。男女別には、前年比男性は15万人減少、一方、女性には28万人増加した。非農林業雇用者を雇用形態別にみると、常雇は前年比11万人減少、臨時・日雇は21万人増加した。

また、01年8月の「労働力調査特別調査」によると、「役員を除く雇用者」のうち「正規の職員・従業員」は3,597万人で前年同月に比べ98万人減と大きく減少、一方、パート・アルバイト、派遣社員など「非正規の職員・従業員」は1,377万人で同64万人増加した。この結果、雇用者の

27.7%がパート、派遣など非正規・不安定な雇用状態にあり、しかも増加傾向にあることがわかる。

失業については、政府統計の「完全失業者」は01年4月以降急増し、前年同月比で毎月17～41万人の増加、01年平均で340万人に達し、前年比20万人の増加で過去最高を記録。「完全失業率」(季節調整値)は、4月以降上昇に転じ12月には5.6%に達し、01年平均では5.0%、男女別では男性5.2%、女性4.7%でいずれも統計史上最悪の高水準となった。この中で、世帯主の失業者数が7月以降毎月増加し12月には100万人となったこと、また、人員整理、事業不振など会社都合の「非自発的な離職による者」が8月以降急増し12月には125万人となったことは極めて重大な事態である。

労働力の需給状況を示す有効求人倍率は、01年7月以降6か月連続で低下し12月は0.51倍に悪化した。失業実態を反映し4月以降有効求職者が前年同月より毎月増加、一方、有効求人数は8月以降減少を続けたためで、求職者2人に求人が1件しかないという厳しい状況となった。特に高年齢者の有効求人倍率は、55歳以上では12月は0.20倍であり、求職者5人に求人が1件という超低水準にある。

新規学卒者の就職状況も悪化しており、01年11月末現在の02年3月高校卒の就職内定率は63.4%で、前年同期を5.5ポイント下回る過去最低の状況になっている。

(2) 大企業のリストラ人減らしの実態

全労連がまとめたビクトリーマップによると、主要大企業20社で従業員を削減した企業は、2001年3月期連結決算による前年比で、日産自動車の11,930人の大幅削減が筆頭で、次いでNTTの8,723人減が際立ち、以下、新日本製鉄3,303人

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

減、東芝2,328人減、近畿日本鉄道1,095人減などの順で削減が大きかった。

2002年度は、小泉「構造改革」の不良債券処理による倒産・失業、IT不況の下で、大企業は競って大幅な人減らし計画を発表し実行、日経新聞が01年11月にまとめた上場企業82社のグループ全体の国内人員削減計画は12万人強に達している。このうち、国内人員を5,000人以上削減する企業は、東芝17,000人、日立製作所11,100人（その後4,000人追加）、松下電器8,000人、JR西日本6,000人、富士通5,500人、NEC5,000人となっており、大手電機メーカーが軒を並べて削減競争に転じている。実施期限は、東芝が04年3月、JR西日本が06年3月で、他は02年3月である。このうち松下電器グループでは早期退職優遇制度による応募者が1万人を越す状況に至っている。これ以外に、NTT東・西の出向、退職・アウトソーシング会社再雇用の11万人大リストラ、ダイエーの6,000人削減案、また、4大銀行グループは株安、不良債券処理を口実に、05年3月末までに各行の削減計画の合計で、従業員約2割に当たる21,500人を削減（朝日新聞02年1月12日付）するなど、枚挙にいとまはない。

（3）雇用・失業問題の整理

小泉「構造改革」下での、最近における雇用・失業実態を通じての問題点を整理してみよう。

第1に、大規模なリストラ人減らしが実行されていること

大企業のリストラ人減らしによって、正規労働者は01年8月時点で1年間に約100万人削減された。更に、大企業の大規模な削減計画の実施により大幅な人員削減が実行されている。このため更に多くの労働者が働く場を失うことになる。その人減らし手法は、転籍・出向、希望退職、早期退職優遇制度・転職支援制度による退職、解雇など、多種多様で狡猾になっており、退職強要による労働者の権利侵害が多発している。こうした中で電機連合が実施した組合員対

象の01年生活実態調査によると、今後2～3年で自分が失業するのではないかと、この不安を持っている人の割合は76.8%で4人のうち3人にのぼっている。

第2に、雇用の不安定化が進んでいること

企業は総額人件費を削減するため、雇用ポートフォリオの徹底を実践しており、長期継続雇用を最小限に抑制し、必要なときに必要な人材を調達する雇用形態への転換をすすめている。すでに雇用者の3割近くがパート、アルバイト、契約・嘱託社員、派遣労働者など非正規労働者であり、雇用の不安定化が進行している。

第3に、最悪の失業実態にあること

失業率が史上最悪となる中で、会社都合による失業者、世帯主の失業者が増加し、失業期間も1年以上の失業者が01年8月現在、前年同月比で15.0%増と最も増えて長期化するなど、失業が深刻化している。また、日本の完全失業者は、失業者のすべてを表しているものではないので、完全失業者に「適当な仕事がありそうにない」ので求職活動をしていない潜在的失業者を加えた数値でみると、01年2月の失業者は738万人、失業率は10.4%で、完全失業者・失業率の倍以上となり、今日の失業の深刻さが明瞭に確認できる。

第4に、働きたくても職がないこと

小泉政権は雇用・失業問題の本質を覆い隠す求人と求職の「ミスマッチ」論を喧伝しているが、有効求人倍率が低下し、求職者2人に求人が1件という需給状況の下では、求職者は働きたくても職がないというのが直面する問題である。しかもこうした需給状況を反映して、全労働（労働行政職員で組織する労働組合）の雇用対策の提言の中で、賃金など「労働条件の『底割れ状態』によるミスマッチ、すなわち求職者の決して法外でない『求職条件』と『求人条件』にきわめて大きな隔たりがあること」をあげているが、このことはきわめて重要な指摘である。

2. 雇用・失業問題の本質

(1) 労働分野における小泉「構造改革」

今日の雇用・失業問題の深刻化は、「痛みを伴う聖域なき構造改革」として不良債券処理を最優先して倒産・失業を増やし続けている小泉「構造改革」にある。2001年6月に経済財政諮問会議がまとめた経済財政・構造改革の基本方針、日本経済の再生シナリオは、今後2～3年を日本経済の集中調整期間と位置付け、低成長や構造改革に伴う失業の増加など痛みの甘受を国民に求めている。竹中経済担当相は「主要行の不良債券を2年以内に最終処理することによって失業する人は、おおむね10万人から20万人程度」との試算を示したが、民間シンクタンクの試算の中には100万人台の予測もあり、失業の増加は盛り込み済みとなっている。

このため「基本方針」では、「労働市場の構造改革」により「成長分野への円滑な労働移動が促進され、労働力の再配置が円滑に実現するように環境整備を進める必要がある。なかでも重要なのは多様な就労形態の選択が可能となるような制度改革等である。」ことを掲げている。

また、産業構造改革・雇用対策本部が策定した「総合雇用対策」では、「雇用情勢を始めとして一層厳しさを増している。今後、不良債権処理の進展に伴い、雇用情勢が更に悪化する可能性も否定できない。」として、「雇用の受け皿整備」、「雇用のミスマッチ解消」、「セーフティネットの整備」の3つの課題を揚げ、この課題に対応するための施策として、法制度の見直し、規制緩和を打ち出した。

そして、直ちにに取り組むべき施策として「改革先行プログラム」を決定した。その中の具体的施策として、労働分野では「規制改革等の積極的推進」と「雇用対策」の推進を図っている。規制改革では、人材（労働）として、「構造改革の進展に伴う低生産性部門から高生産性部門への円滑な労働移動や、働き方に対する価

値観の多様化に伴う様々な就労形態を実現するとともに新しい労働者像に対応した21世紀にふさわしい労働市場システムを構築する。」、雇用対策では「雇用を生み出す制度改革・環境整備」や「雇用対策臨時特例法案（仮称）」の臨時国会への提出などを掲げている。

こうした小泉流規制改革や雇用対策は、それ自体、倒産や失業者が増加することを前提としたものであり、現に倒産、雇用・失業は最悪の状態に立ち至っている。

(2) 「構造改革」下の法制度、雇用対策の転換

まず、小泉「構造改革」の下での雇用対策で指摘しなければならないことは、これまでは表向きであれ雇用を維持することを基本に施策の体系がなされてきたのを、これを労働移動を支援するという施策の体系に、基本的スタンスを変えたことである。これは法的には、01年10月1日から施行された「改正」雇用対策法、雇用保険法等に根拠を置くもので、①在職中からの計画的な再就職支援、②地方公共団体と連携した地方雇用開発の推進、③労働者の自発的な職業能力開発の推進等、関係法律について所要の整備を行っている。

このうち、在職中からの計画的な再就職援助に関しては、代表的な措置としては、新たな「労働移動支援助成金」がある。この助成金は、リストラ・倒産などで離職を余儀なくされる者に対する在職中からの計画的な労働移動支援への取組みを行う、送り出し事業主、受け入れ事業主、事業団体などに対し支給するもので、在職中の求職活動のための休暇1日当たり4,000円・限度1人につき60日分、教育訓練に必要な経費を全額負担した場合1日当たり1,000円・限度1人につき60日分の加算を行うものである。このことは、リストラで離職することになっている労働者や離職を余儀なくされた労働者にとっては、在職中の求職活動のための求職休暇や教育訓練に必要な経費の全額が与えられるメリットがあるともいえるが、事業主は再就職援助計画を

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

作成し職安の認定を得れば、この助成金の支給を受けてリストラを促進させることができるわけである。

その他、「在職者求職活動支援助成金」の「求職活動支援給付金」(リストラで離職することになっている高齢者等が在職中に求職活動をするために、求職休暇等を与える一再就職援助計画対象者1人につき1日当たり5,000円を給付、最長1人当たり60日)や、「特定求職者雇用開発助成金」で新設された「緊急就職支援者雇用開発助成金」(経済情勢に応じて45歳から60歳未満の再就職援助対象者を支援一雇入れ後1年間に支払った賃金に相当する額の1/4から1/3を半年間助成)などがあり、いずれも労働移動を進めるのが狙いとなっている。

また、小泉「構造改革」では、「離職者、転職者に対する支援の強化などセーフティネットの拡充を図る」ことを掲げている。しかし、失業者の唯一の保障制度である雇用保険の失業給付については、セーフティネットには入っていない。それどころか、01年4月の改定雇用保険法の施行で、雇用保険積立金の減少を理由に、倒産、解雇等により離職した者以外の一般の失業者の失業給付の所定給付日数を、改定前の最高300日から180日に短縮し、また、失業給付に係る労使折半の雇用保険料率を千分の八から千分の一に引き上げており、失業による生活苦の労働者、雇用不安の状況下にある労働者の実態をまったく無視した仕打ちで、さらなる“痛み”を押し付けてきているのである。

今日の雇用・失業の深刻化は、「構造改革」による失業の多発を当然視する小泉政権の下で、企業の社会的責任を果たさない大企業のリストラ人減らしと、それを支援する政府のこのような雇用・失業対策に問題の本質がある。

(3) 急テンポで進む労働分野の規制改革

「改革先行プログラム」では、規制改革の推進に際して、総合規制改革会議(議長・宮内義彦オリックス会長)の「重点6分野に関する中間

とりまとめ」を最大限尊重し、前倒ししてその実現を図るとしている。その総合規制改革会議が今年度の調査審議をとりまとめた「規制改革の推進に関する第1次答申」を昨年12月11日小泉首相に提出した。

答申では、重点6分野の一つになっている人材(労働)分野に関して、「経済・社会の構造変化に対応して雇用・労働市場の規制の在り方も、より市場を通じた雇用保障を拡充し、多様な就業・雇用形態に対応し得るような形に改革していく必要がある。」との観点から、具体的な施策を次のとおり提示した。

- ①円滑な労働移動を可能とする規制改革—求職者からの手数料規制緩和、求人企業から徴収できる手数料上限基準の廃止、無料職業紹介事業での許可制から届出制への移行など職業紹介規制の抜本的緩和
- ②就業形態の多様化を可能とする規制改革—労働者派遣期間の延長・派遣対象業務の拡大、有期労働契約期間の延長・適用範囲の拡大、裁量労働制の拡大
- ③新しい労働者像に応じた制度改革—解雇基準やルールの立法化の検討、社会保険制度の改革等

このうち既に、厚生労働省は雇用対策と称して、管理職層(年収1,200万円以上)求職者からの手数料徴収、手数料上限基準の廃止、中高年齢者の派遣期間の1年制限を3年に延長、有期雇用・裁量労働制の契約期間の上限が3年の特例の対象となる専門職等の対象拡大を、今年1～2月から実施しており、規制を撤廃する事態は急テンポで進行している。

これら労働分野の規制改革は、概括的にみると、小泉「規制改革」に符合して、財界・大企業が労働市場において、儲けの障害となる全ての規制撤廃に向けたもので、雇用の不安定化や劣悪な労働条件を招きかねないものである。このうち派遣労働者の拡大は、雇用の不安定化、流動化との関わりで極めて重大な問題である。

厚生労働省がまとめた2000年度の派遣労働者数は139万人で、前年度の107万人に比べ3割増加している。企業の人員削減が進行している中で、派遣先企業での雇用労働者に与える影響は当然大きくなっていることは間違いない。また、現在禁止されている製造業務の派遣事業について解禁することを求めているが、これは製造現場に雇用の不安定化を広げることであり、働くルールに大きな影響をもたらすものとなる。更に、解雇基準やルールについて立法で明示することを検討すべきとしていることは、極めて大きな問題である。

3. 問題解決の方策

深刻化する雇用・失業問題の解決にむけて、以下、主な方策について述べてみたい。

(1) リストラ人減らしを中止させること

深刻化する今日の雇用・失業問題の解決は、不良債券処理を最優先して倒産、失業を急増させている小泉「構造改革」と、その支援を受けて実施している大企業の大規模なリストラ人員削減計画を中止させ、雇用を確保することである。そのために、大企業の社会的責任を迫及し、企業分割、分社化など利益至上主義の経営方針の問題点を明らかにし、労働者が転籍・出向、勧奨退職には応じないとする取組みと、職場での労働実態に基づく闘いが重要となる。また、利益さえ上げればなにをしてもよいという大企業の身勝手な行動を規制し、労働者の雇用を保障するために、「整理解雇の4要件」を含む解雇規制の立法化が不可欠となっている。

(2) 時短による雇用創出を実現させること

最近報道されている三洋電機のワークシェアリングは、雇用を維持するため、1日あたりの労働時間短縮が労働日数削減かの二通りの形態で労働時間を短縮し、基本給を労働時間の短縮の度合により最大20%減額する制度として、4月導入が予定されている。これは従来からの政府・財界のワークシェアリング論に沿うもので、

文字通り雇用維持のため仕事を分かち合い、賃金ダウンもやむを得ないという内容となっている。

しかし、今日の大企業における労働実態からすると、サービス残業、過労死を生むような過密労働に手を付けず、仕事を分かち合うということは、新たな低賃金の短時間労働者をつくりだすようなものといえる。したがって、時短による雇用創出は、サービス残業の根絶、残業規制、年次有給休暇の完全取得など労働基準法を厳守させる中で、要員・雇用を確保・拡大する要求として賃下げなしに行わせることである。新日本出版社「春闘データ白書」の試算によれば、この方法で新たな雇用が380万人創出できる。また、社会経済生産性本部の試算では、サービス残業をなくすだけで90万人の雇用が増えるとしている。

(3) 公的雇用を拡充させること

完全失業者が340万人に達する最悪の事態に対応して、公的雇用を拡充させることは、失業者の雇用を確保するうえで緊急の課題となっている。この取組みの中で、政府は01年度の補正予算で新たに「緊急地域雇用特別交付金」3500億円を創設し、現行の「緊急地域雇用特別交付金」(2000億円)の期限切れ後の05年3月末まで、都道府県で雇用の場を提供できることになった。交付金の対象とする都道府県の事業は、事業費の8割以上を人件費に充てること、雇われる人の4分の3以上は失業者とすることを条件にしている。政府は主な対象事業の例として、公立学校の補助教員、警察支援要員、森林作業員、ゴミマップの作成、保育ヘルパーを揚げ、56万人以上の雇用創出を見込んでいる。

この交付金による雇用は、臨時で、雇う期間は人的サービスの1年程度以外は原則6カ月未満と十分なものではないが、厳しい失業実態にたてれば、その取組み次第により地方自治体で雇用の場が拡充できるものであり、失業対策の一助になりうるものである。

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

(4) 労働分野の規制緩和に歯止めをかけること

「就労形態の多様化」で不安定雇用が増大しているが、労働分野の規制改革で一段とこれを増幅させ、人件費コストの削減を狙っている。特にターゲットにしているのが派遣労働で、派遣期間1年制限の撤廃と、3年の派遣が認められている26業務の範囲拡大によって、一気に派遣労働者を拡大しようとしていることである。また、有期労働契約期間の3年から5年の延長と、適用範囲の拡大も、働き方の選択と称し不安定雇用の増大・定着を狙うもので、パート・アルバイト、契約・派遣など非正規労働者が3割近くを占めるに至っている現状を更に悪化させるものであり、この規制緩和には何としても歯止めをかけなければならない。これには労働基準法の改訂を要する事項もあることから、その改悪を許さない闘いを組織することである。

(5) 雇用保険の失業給付期間を延長させること

失業者が増大する中で、失業者の唯一の保障制度である雇用保険法が改悪され、保険料の引上げとともに、01年4月から一般の失業者の失

業手当の給付日数が、改定前の最高300日から180日にと半分に減らされた。もちろん保険加入期間によって給付日数に相違があるが、受給者にとっては改定前に比べ給付日数が削減されている。しかも保険給付の終了者が増大していることから、失業者の生活は一段と苦しくなっている。このため、失業者の生活を支壊するための措置として、失業給付期間を延長させるとともに、失業給付切れとなった失業者等の生活支援給付を政府に迫る必要がある。

* * *

盤石のようにみえた小泉政権ではあるが、田中前外相の更迭で支持率が一気に3割も低下したように、労働者・国民に激痛を与えている小泉「構造改革」も、不況が深刻化し日本経済の再生の目途が立たない中で、一気に瓦解する可能性がないとは言えない状況になっている。雇用・失業問題は、国民の生存権に関わる重大な問題であることから、民主勢力の打開にむけた取組みが期待されている。

(かわむら ゆうじ・会員・社会政策)

次号No. 47 (2002年夏季号) の主要内容 (予告)

●日本企業の海外直接投資の特徴と産業「空洞化」の特徴

〔特集〕 欧州の労働と生活

■スウェーデンの賃金・所得と生活

猿田 正機

■オランダの労働と生活

竹内 真一

■イギリスの労資関係 (交渉中)

●島津製作所のリストラ問題と経営分析

桜田 照雄

〔国際国内動向〕

〔書評〕・〔新刊紹介〕

(表題は仮題・内容は変更されることがあります。発行予定日 2002年6月15日)

小泉「構造改革」と中小企業・国民生活

岡嶋 明

1. 深まる「小泉不況」

最短最低に終わった前回の景気回復

対米輸出に依存、個人消費低迷放置が原因

内閣府は昨年暮れ、学識経験者で構成する「景気動向指数研究会」を開き、景気の拡大局面から後退局面への転換点を表す「景気の山」を2000年10月と判定した。1999年2月からの景気拡大局面の期間は21ヵ月。第一次石油危機から立ち直った時期（75年4月－77年1月の22ヵ月）を下回って、戦後最短の景気拡大に終わった。拡大期間が短いだけでなく成長率も最低であった。拡大期とほぼ重なる99年－2000年度の実質成長率は単純平均で1.8%、物価が持続的に下落するデフレ進行で名目成長率はマイナス0.1%だった。

なぜ景気回復がこれほど最短最低に終わったのか。米国経済が好調で情報技術（IT）関連の輸出や生産、設備投資が増加したが、個人消費をはじめ国内需要は弱く、ITバブル崩壊による米経済の失速で景気は後退期に入ってしまったのだという。

旧経済企画庁が2000年12月に発表した2000年

版「日本経済の現況」（ミニ経済白書）は、景気は企業部門を中心に自律的回復への動きを進めているものの、国内総生産（GDP）の6割をしめる個人消費の改善が遅れているため「回復軌道に乗りきれていない」と分析し、今回の景気回復は前回（93年第4・4半期から）や前々回（86年第4・4半期から）、第2次石油ショック後（83年第1・4半期から）と比べて個人消費回復のおくれが際立っているとして図表1を掲げている。国内総生産（GDP）統計の個人消費は99年度始めてから横ばい傾向が続いており、設備投資などの回復ぶりと比べ消費の出遅れは鮮明だという。

10－12月期の国内総生産

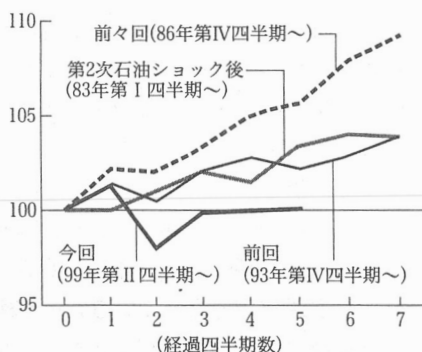
3期連続のマイナス成長

内閣府が3月8日発表した2001年10－12月期の国内総生産（GDP）は物価変動の影響をのぞいた実質で前年比1.2%減、年率換算では4.5%の大幅マイナスとなった。設備投資が12.0%減と現行基準で最大の下げ幅を記録、個人消費はプラスだが、全体では8年ぶりの3期連続のマイナス成長となった。政府経済見通しの今年度見込みのマイナス1.0%成長を実現するには、今年1－3月期の実質GDPが前期比1.6%程度増加することが必要で、達成はきわめて困難となった。

実質成長率を大きく押し下げたのは前期比12.0%減、年率換算では39.9%もの減少となった設備投資。比較可能な1980年以降で最大の下げ幅となり、設備投資の落ち込み分だけで実質成長率を2.1%下押ししたことになる。小泉内閣の「構造改革」路線が、大手電機などのリストラ・産業「空洞化」を促進し、国内生産が一段と縮小していることを浮き彫りにしている。

GDPの最大の需要項目である個人消費は3・

図表1 個人消費の回復局面比較



旧経済企画庁『日本経済の現況』（2000年版）

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

四半期ぶりにプラスに転じ、前期比1.9%増となった。しかしこれは、これまで連続2期マイナスだった反動で、前年比で見ると0.3%増と横ばい状態にすぎない。国民をさらに犠牲を押し付ける小泉「構造改革」のもとで、GDPの約6割を占める個人消費がもり上げることなど考えられず、景気回復はとても望みようもないと云わなければならない。

2. 新たな金融システム不安の再燃

株価暴落が銀行経営を直撃

昨年9月11日の米同時多発テロによる国際情勢の緊迫化を背景に、翌9月12日の東京株式市場は全面安の展開となり、日経平均株価は1984年8月以来17年ぶりに1万円の大台を割り9610円で終えた。9月中旬期末の株価も3月末にくらべ約25%も下落した9774円となった。JPモルガン証券の試算によれば、大手15行すべてで初めて保有株式が含み損となり、その合計は5兆2000億円にも達したという。その結果、株価急落による多額の含み損の発生が銀行経営の根幹を収益と資本という二つのルートから直撃し、新たな金融システム不安を再燃させることになった。

2001年9月期決算から時価会計が本格適用され、銘柄ごとに見て保有株式の時価が帳簿価格より5割以上下落した場合には、その評価損部分をその期の収益で処理しなければならないという「強制評価減」制度が導入された。これが、株安が銀行経営を直撃する第一のルートだ。株式評価損は大手合計で1兆3483億円にのぼり、すべての大手が9月中同期は赤字決算となり、中間配当を見送った。

株価急落が銀行経営を苦しめる第二のルートは、自己資本への打撃だ。株式など有価証券の含み損が生じると、その6割を自己資本の1部である「剰余金」から差し引かなければならなくなった。剰余金は株主への配当の原資で、そのため、2002年3月期も株価を現状のような低

水準にとどまった場合、配当原資が枯渇しかねないを大手行があいつぐことになる。

98年3月に大手18地銀3の計21行に約1兆8000億円、つづいて99年3月にも大手14と地銀最大手の横浜の計15行に総額7兆4500億円もの公的資金が注入された結果、いまや大手銀行の最大の株主は政府となっている。主要行の自己資本の36%は公的資本、公的支援資金の導入を受けていない三菱東京フィナンシャル・グループをのぞけばその比率は実に44%にも達する。公的資金は銀行が発行する優先株を購入するという形で導入された。優先株は、配当などで優遇する代わりに議決権はないという特別な株式。剰余金が底をつき優先株に配当できないとなると、商法の規定にもとづき優先株が普通株に転換、政府に議決権が発生することに。そうすると、大手銀行のほとんどが事実上の国有銀行になってしまうという大変な事態である。

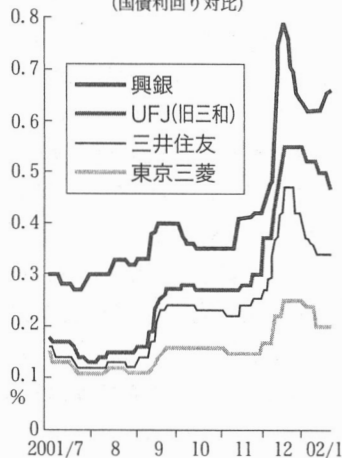
大手銀行が事実上の国有化を避けるためには、法定準備金を取り崩す以外に道はない。すでに、3月期決算であさひ銀行が4700億円あまり、三井住友銀行が6000億円弱、UFJは1兆円もの法定準備金の取り崩しを発表、他の大手銀行のなかでもこれにつづく動きが続出しそうである。法定準備金は銀行経営の最後のよりどころ。“これを取り崩せば、後がない”と言わねばならない。

信用不安から銀行債利回り急騰

貸し出し金利、住宅ローン金利に波及

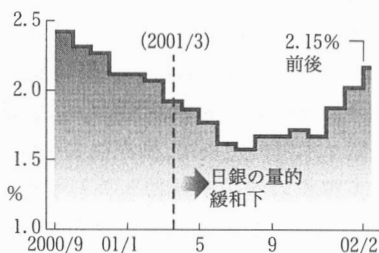
銀行が資金調達に使う普通社債や金融債の利回りが急上昇をしている(図表2)。債券市場では不良債権者処理の遅れや信用力の低下を懸念する声の多く投資に慎重なため、国債に比べて上乗せ金利幅は拡大したままだ。銀行債の利回りの上昇や国債に対する上乗せ幅の拡大が目立ち始めたのは昨年11月下旬。株安にくわえ、今季の不良債権償却額の上積みなどが明らかになり、銀行の信用力が悪化しているとの判断から機関投資家などからの売りがかさんだ。なかでも、大口の不良債権を多くかかえていると見

図表2 銀行債、興銀利付金融債
利回りの上乗せ幅
(国債利回り対比)



「日経」2002年1月29日付

図表3 長期プライムレート



「日経」2002年2月5日付

られている興銀金融債の上昇が目立つ。

銀行債の利回り上昇は貸し出し金利の上昇につながっている。日本興業銀行は企業向け長期融資の基準となる長期プライムレート（最優遇貸出金利）を同行発行の利付金融債（5年物）の表面金利をもとに決めている。興銀は今年1月に長プラを0.15%引き上げ、約1年ぶりの高水準となる年2%としたが、2月にも0.15%前後引き上げ2.15%とする算算が大きい(図表3)。ゲラの校正中に、興銀が3月中にも長プラをさらに引き上げる方向で検討中であることが分かった。上げ幅は0.05-0.1%となり、新しい金利は年2.25-2.3%程度となる算算。これが実施されると、引き上げは2001年12月以来4ヵ月連

続となる。日銀が量的金融緩和をいっそう拡大しているなかでの長期貸し出し金利の大幅上昇という異常事態である。

長期プライムレートは優良企業向けであり、中堅・中小企業にはこれに大幅に上乗せされた金利が適用されることになる。また、日本生命保険や明治生命保険などには変動金利型住宅ローン金利を長プラに連動させる商品があり、すでに2月の新規融資分を0.15%引き上げ年2%とすると決定した。

こうして、大手銀行の経営危機がもろに中小企業や国民生活に影響を及ぼしはじめているのである。

3. 小泉「構造改革」と中小企業

信金・信組 大整理の嵐

4月のペイオフ（預金の払い戻し保証額を元本1000万円とその利息とする措置）の解禁を前に、財政基盤のぜい弱な信用金庫、信用組合の淘汰がいよいよ本格化してきた。昨年1年間で信金・信組の破たんは信金が9、信組が37の計46にのぼり、過去最高水準となった。信組についていえば全国の信組の約15%が1年間で淘汰（とうた）されたという異例の事態だ。とくに昨年10月以降に33もの信金・信組が破たんしており、1ヵ月に11の割合で破たんがすすんだ勘定だ。さらに今年に入ってから9つの信金・信組が破たんしている（3月1日現在）。

信組は2000年3月まで都道府県の監督下にあったが、国の監督へと変わり、同年7月からの金融庁の一斉検査を受けた。検査後、金融庁は金利減免など貸出条件を変更した債権の多くを要管理債権として不良債権に分類するよう求めた。その結果2001年3月期決算で信組の半分は最終赤字に追い込まれた。

そもそも、信金・信組は地域の中小業者や住民が資金を出し合って作った互助組織であり、組合員企業が一時的に赤字経営におちいっても助け合って回復を持つというのが基本的な姿勢

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

である。その信金・信組に金融庁が大手銀行向けにつくられた金融検査マニュアルを機械的に適用するのだからたまらない。とたんに多額の貸倒引当金の積み増しが要求され、自己資本不足で破たんし直面することになる。「いまの検査体制では、中小企業にきちんと資金供給している金融機関ほど経営が悪化してしまう」と大手信金の幹部はいう。

信金・信組が破たんした場合、貸出先の債権は受け皿となる信金・信組が受け入れるのか、整理回収機構を（RCC）に譲渡するのか振り分けが行われることになるが、東京都内で破たんした信組から受け皿機関が受け入れた債権は、これまでのケースでは大体5割（信組関係者）。中小業者にとっての最大の不安は「自分は受け皿機関に引き受けてもらえるのか」ということ。整理回収機構に譲渡されるということは、その企業にとって新たな融資の道がたたれてしまうことを意味する。

大手行への公的資金の再投入と中小金融機関の切りすて

小泉内閣は銀行救済のため大々的な公的資金の再投入を考えているが、金融庁は新年早々、金融機関に公的資金で資本注入する場合、その対象を原則として都市銀行など大手銀行と有力地方銀行にしぼる方針を固めたと報じられている。大規模な銀行が経営破たんしに陥り、他の金融機関の連鎖破たんにつながるような場合に限定して、預金保険機構で用意している総額15兆円の「危機対応勘定」から資本注入するのだという。

一方規模の比較的小さい地銀や信金・信組などの経営破たんは連鎖的な金融危機につながる可能性は小さいとみている。金融庁側は、柳沢金融担当相が大手行以外の金融機関について「20-30社を整理し、健全行のみでペイオフ凍結解除を迎え、その後1年から1年半は破たんさせないよう」と事務方に指示しているとされる。

不良債権の早期強行処理と中小企業倒産

2001年の中小企業を中心とした企業倒産は件

数、負債総額ともに戦後2番目を記録。販売不振を中心とする「不況型倒産」は75.5%と過去最悪となった（帝国データバンク）。こうしたなかで、大銀行の貸し渋り・貸しはがしがいぜん横行し中小企業の倒産に拍車をかけている。

日本共産党の佐々木憲昭議員が衆院予算委員会（2002年1月24日）で明らかにしたように、1997年3月期から2001年9月期まで4年半の間に、大企業向けの銀行融資が6.9兆円増える一方、中堅・中小企業向けは44.6兆円も激減している（図表4）。公的資金を投入した大手銀行には中小企業への貸し出しを増やす計画が義務づけられているにもかかわらず、である。

「骨太の方針」が「経済再生の第一歩」と位置づけるのは不良債権の早期最終処理である。しかしそれは、不況で資金繰りに苦しむ中小企業の借り入れを銀行が一方的に不良債権扱いし、融資を打ち切って担保回収で中小企業をつぶすこと以外のなにものでもない。早期最終処理強行で20-30万の中小企業が倒産の危機にみまわれる一佐々木氏の追及に、柳沢伯夫金融相は「全面的に否定するデータは持ち合わせていない」と事実上認めざるをえなかった（2001年5月28

図表4 銀行の中小・中堅企業向け貸し出しは激減
1997年3月を起点としたときの各月の増減



（日銀「金融経済統計月報」から）

「赤旗」2002年2月3日付

日、衆院予算委員会)。

企業倒産統計を集計している「帝国データバンク」の「2001年4月報」は、小泉「構造改革」路線の危険性について、「『景気回復のための構造改革』は看板倒れに終わり、ただ単に倒産急増と失業増加という想像を超える大きなダメージを後に残すだけになるのは避けられないであろう」と警告している。

4. 2002年度予算案と特殊法人改革

「改革断行」予算との小泉首相の自画自賛とはうらはらに、政府予算案は景気回復にも財政再建にも逆行し、対米従属、ゼネコン奉仕、国民生活切りすての最悪のものとなった。

小泉首相が目玉とする「国債発行30兆円」は地方交付税特会の借り入れなど4兆円もの「隠れ借金」によるごまかしの数字合わせに過ぎず、国・地方を合わせた長期債務の来年度末残高は、今年度より25兆円増の693兆円(国民1人当たり約550万円)にのぼるなど、財政危機が逆に深まっている。

公共事業の1兆円削減も、2001年度の第2次補正予算に2.5兆円もの公共投資予算を前倒しした結果であり、関西空港2期工事などの浪費は温存されたままである。大銀行救済・支援のための公的資金70兆円枠も維持された。軍事費にいたっては、「聖域中の聖域」とされ、「構造改革」にこじつけて7億円の増額され4兆9560億円と5兆円に迫る過去最大額となった。

医療改悪が最大のターゲットに

「骨太の方針」は、社会保障について「今後は『給付は厚く、負担は軽く』というわけにはいかない」といって、「自助と自立」を基本として社会保障を切りすていく方向を打ち出した。社会保障関係費は高齢化の進展などにより1兆円ほどの自然増が予定されていたが、これを7000億円程度に圧縮、約3000億円を切りすてた。年金制度は改悪されたばかり、介護保険制度は始まったところということで、削減の最大のター

ゲットにされたのが医療制度の改悪である。

高齢者医療については、70歳以上の外来の場合、自己負担限度額を月3000円(大病院5000円)から1万2000円とし、大幅な引き上げをおこなう。住民税非課税の低所得者も8000円に上がる。

70歳以上の患者負担は、こうした自己負担の上限をもうけたうえで、かかった医療費の1割負担となるが、夫婦で年収630万円以上の世帯は2割負担とされる。政府はさかんに「高所得層」を強調するが夫婦で年収630万円といえば月収で50万円あまりにすぎず、決して高所得層などといえたものではない。

サラリーマンや公務員本人の負担は2割から3割に引き上げられる。

地方交付税削減本格化

市町村の85%に影響

小泉内閣が大幅削減を狙っていたが地方交付税。全国町村会をはじめ、反対の声が噴出したことをうけ、2002年度政府予算では総額の大幅削減はできなかったが、交付税の各自治体への配分にあたり、5万人未満の市町村の交付税削減につながる「段階補正の見直し」が、2002年度から3年間かけ段階的に実施されることになった。これによって交付税額の引き下げの影響を受ける自治体は、全国の市町村の85%、約2,800の市町村におよぶ。図表5に見るように。人口規模別でみると、4,000人前後の市町村の削減額が最も大きくなる。交付税額を決める基準財政需要額でみると、2001年度と比較して、2002年度は1800万円、2004年度は、5500万円も減らされる。

無駄な高速道路建設は温存

公的住宅政策からの撤退はかる特殊法人「改革」

小泉内閣は昨年11月27日、「主要7法人の改革の方向について」を了承した。これは無駄な高速道路建設は温存する一方、政府が責任を負う公的住宅政策からは撤退するというとんでもない内容のものである。

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

日本道路公団にかんしては、①2002年度からは高速道路整備への国費投入(毎年約3000億円)を中止する、②道路公団の借金の償還(返済)期間は「50年を上限」とする、③新しい組織形態や高速道路整備計画の見直しなどにかんしては首相のもとにおく第三者機関で検討する、などが決まった。このうち、道路公団への国費投入の中止は大した意味を持たない。この3000億円は道路特定財源から出されており、削減された分の金が別の無駄な道路に注ぎ込まれることになるだけだからである。

この決定の最大のポイントは、高速道路の建設費用の償還期間を当初、小泉首相がいつい

図表5 人口規模別標準財政需要額の引き下げ額
(2002年度から2004年度まで段階的に削減。2001年度との比較)
(万円)

人口規模	2002年度	2004年度
1,000人前後	800	2,400
4,000人 "	1,800	5,500
8,000人 "	1,700	5,200
12,000人 "	1,700	5,000
20,000人 "	1,700	5,000
30,000人 "	1,000	3,000

総務省資料から作成
「赤旗」2002年2月3日付

た「30年」ではなく「50年以内」に認めたことである。これによって、償還期間がのびたことで毎年の元利返済額が少なくてすみ、計画の6割をこえる高速道路の建設をつづけることが可能になったからである。自民党の道路族議員が「50年が担保されていると1年間で1兆円の投資ができる。いまのペースで(高速道路建設が)すすめられ、そう大きな影響はない」(古賀誠道路調査会長)と安心しているのもこのためである。

道路公団とは対照的に、住宅金融公庫と都市基盤整備公団の2つの特殊法人は廃止すること

が明記された。住宅金融公庫については、融資業務については段階的に縮小し、5年以内に廃止する。都市基盤整備公団については、自ら土地を取得して行う公団賃貸住宅の新規建設はおこなわず、賃貸住宅の管理については可能な限り民間機関委託の範囲を拡大し効率化を図るなどし、2005年末までに廃止するとしている。

「改革」推進派が廃止を主張する論拠としてあげるのは、公庫・公団が民間企業を圧迫しているという「民間圧迫論」である。しかし公庫を廃止して中低所得層に安定した融資を民間が代替することができるのかどうか。そのことは全国銀行協会会長の発言で明らかだ。「公庫は長期、低利、固定という商品性を持っている。郵貯、簡保などで集めた資金にもとづいた資金調達と国の補助金があるからそれができる。したがって今のままで完全に代替することは大変難しい」(11月20日の記者会見要旨)と結論づけている。

公団住宅も民間が代替できないことも、99年5月の国会で民間代表が、「現段階では、土地を購入して、企業的な形的な観点で賃貸住宅を中堅層向けに供給する条件は整っていない」(岩佐・三井不動産社長)と認めている。こうして、「民業圧迫論」がためにする虚構にすぎないことが明らかになっている。

住宅建設戸数の3割、1800万戸を支えた公庫融資、いま75万戸、200万人が居住する公団住宅の建設は、勤労者の住宅水準の向上に積極的役割を果たしてきた。小泉「改革」の本質は、大銀行の市場開放要求に応えるために政府の公的住宅政策への責任を完全に放棄し、庶民の住宅問題解決のねがいを弱肉強食の市場原理に投げ込む反国民的「改革」だといわざるをえない。

(おかじま あきら・会員)



2002年版「労問研報告」批判

～“危機”強調で労働者を欺瞞する財界戦略～

草島 和幸

2002年5月に経団連と合併する財界労務部・日経連による1974年の「大幅賃上げの行方研究委員会報告」以来つづいた独自の“財界春闘方針”である労働問題研究委員会（労問研）報告（以下、報告とする）は2002年版が最後になる。奥田碩日経連会長の序文では「労働問題研究委員会も、新組織の中に存続させたい。」としているから来年も発行されるであろうが、労働者と国民向けの欺瞞の論理とイデオロギー宣伝の武器は手放さないというわけである。

2002年版報告のサブタイトルは「構造改革の推進によって危機の打開を一高コスト体質の是正と雇用の維持・創出を」であり、序文では「需要喚起のためのみならず、社会の安定のためにも、構造改革を進めつつ、雇用問題へ全力をあげて取り組むことが政労使の緊急課題である。」としているが、果たしてどのように取り組むのかを確かめることが本年版を見る上でのポイントとなるだろう。結論を先に言ってしまうと「不安定雇用拡大推進」にすぎない。

全体の構成は、第1章「グローバル化どう対応するか」、第2章「企業経営の課題」、第3章「雇用問題への取り組み」、第4章「国民生活の改善と少子化への対応」、第5章「労使交渉の課題と経営者団体の役割」であるが、ここでの検討はサブタイトルにある「高コスト体質の是正」と「雇用維持・創出」に関連する第1章・第3章を重点に関連する問題に適時触れていくこととする。

国民生活無視、企業利益追及だけの高コスト論

報告は「わが国の賃金水準は世界のトップクラスにあり」とする“日本の高コスト体質”の論拠として、95年版報告から賃金の国際比較を掲載してきた。本年版では2000年平均の円・ドル為替相場による各国通貨のドル換算で日本を100とした指数が使われている。

2000年平均の1ドル＝107.77円であり、ドイツ＝90、アメリカ＝79、イギリス＝79、フランス＝66などとして日本の高コストが強調される。こうした賃金の国際比較については各国の基礎的データが日本が高くなるよう恣意的に使われているなど、かねてから厳しく批判されてきた。

たとえば海野博玉川大学教授が1993年1月27日付「日本経済新聞」朝刊「経済教室」欄掲載の「現代日本の賃金水準」で日経連を批判したが、同教授のその後の著書「賃金の国際比較と労働問題」（ミネルヴァ書房・1997年12月刊）によれば日経連から反論らしき論文がいくつか出されているが、それを要約すれば「恣意性を排除したといいながら逆に恣意性に満ちあふれている国際比較である」（同書68ページ）と述べている。同教授の所論の詳細にふれる余裕はないが「恣意的」とされるいくつかの要点をあげれば、①日本の賃金は規模別格差が大きいもとで30人以上を使っている、②日本では賃金台帳に記載された「実労働時間」でありサービス残業が

公開中小企業問題研究部会報告

除外されて高めに与えられるが、欧米はパカンス休暇なども含む「支払い労働時間」であり低めに与えられる、③アメリカ労働省統計局・スウェーデン経営者連盟による1時間当り賃金では日本が“トップレベル”ではない、などである。

ここではこうした指摘のあることも踏まえた上で日経連による最大の欺瞞である為替レートによる国際賃金比較の問題点を見ることとしよう。2002年版報告の「賃金の国際比較」は表1であるが、細かな文字である“注”も参照していただきたい。表2は95年版以降の変動である。

年平均為替レートは97年(95年)1ドル=94.06円が最高の円高であり、2000年(98年)1ドル=130.91円が最低の円安である。この1ドル当りの差は36.85円で“世界一の高賃金”は為替相場によって大幅に変動し、相場によっては“世界最低の賃金”ともなるのである。最近では名目賃金が減少(毎月勤労統計=30人規模以上、97年月額平均現金給与総額37.17万円→2001年35.13万円)し、さらには2001年末以来1ドルが133~5円の円安となって状況では為替レート換算でも各国を下回ることは明らかである。

厚生労働省が毎年各国通貨によるモノ・サービス購入の状況を基礎にした消費購買力平価を発表しているが98年では1ドルが184円、1マルクが89円で為替相場のそれぞれ130.91円と79.39円と大きくかけ離れており、賃金を含む労働費用は日本を100としてアメリカ=102、ドイツ=173である。日経連の“世界一高賃金”は日本で働き生活する労働者とは無関係であり、大企業が大量輸出して稼ぎ出す巨額の外貨=ドルの売り買いで相場が決まる変動の激しい為替相場を利用した欺瞞的な数値で大企業利益優先で労働者・国民生活に犠牲を押し付けるのである。

自由に解雇できるシステムとしての雇用ポートフォリオ

第3章「雇用問題への取り組み」では“雇用のセーフティネット”などともいっているが焦

点は“柔軟なワークシェアリング”と“雇用ポートフォリオ”さらには“人事・賃金制度改革”“労働市場改革”などである。このすべてに触れる余裕がないので要点をしばって見ておこう。日経連がはじめて「雇用ポートフォリオ」なる聞きなれない文言をはじめて使ったのは95年の日経連定期総会で採択した「新時代の『日本の経営』」からである。そのうちの雇用システムのあり方に関連して「要員・採用管理の具体的視点」として、「必要な時点で必要の人数と能力を確保し、充足することを原則とし」といっている。つまり企業内には常に余分な労働力をとどめずに自由に人減らしをおこない、必要があればその都度に人数と人材を確保するためのリストを用意しておけというのである。

ポートフォリオとは本来は企業財務における保有する株式・証券の多様な組み合わせのことであり、いつでも売買して収益をあげられる準備をしておくことである。冒頭に“雇用”をつけたのも同様の考え方であり、企業経営の都合によって労働者の解雇・採用を自由自在におこなうために、「どのような従業員が何人必要か」といった“自社型ポートフォリオ”の考えに立った対応が必要」というのであり、パート・派遣・契約労働など雇用・就業形態を多様化する労働力流動化政策と一体の提起である。

報告では「勤労者の働き方の多様な選択肢を増やす」などとしているが、労働者の安定した雇用確保はまったくかえりみずに、「経営効率の向上と雇用コストの軽減を同時に実現しなければならない。」と正直に本音をのべている。

順序としては後回しになるが日経連のワークシェアリング論も、経営効率と雇用コスト削減の手段としての“多様な雇用・就労形態”促進策である。すでに90年代不況を通じて正規雇用労働者が減少し、非正規雇用労働者が急増している。労働力調査によれば1991年の週35時間未満従業者数は1,246万人から2001年には1,564万人へと318万人増加したが、同様に35時間以上従

業者数は4,992万人から4,715万人へと277万人も減少している。

報告は「ワークシェアリングはいろいろな捉え方が可能であるが、われわれはこれを雇用形態多様化の一環として位置付け」としている。そのうえで「導入・普及を進めるためには、時間当たり給与の考え方（賃金は時間当たりで支払うもの）を改めて検討する必要がある。」としている。一見もっともらし提起だがここでの発想は時間給が大半のパートタイマー化を拡大しくことだと読むべきだろう。

たとえば、99年版報告では「賃金分割をとまうワークシェアリングの考え方(たとえば1人

分の賃金を2人の雇用者で分け合う発想)の導入」といつている。言い換えるなら「賃金を2分の1に引き下げての雇用の分け合い」であり、その場合には形式的な短期雇用契約とあわせて年間数ヶ月分の一時金・退職金ばかりか医療・年金など企業負担がある社会保険適用も排除するコスト削減が行われるだろう。

ここでは第4章にある「社会保障制度の再構築」の項で「社会保障制度においても『自立・自助・自己責任』の要素を高め、民間でできることは民間にまかせる」とし、年金制度では基礎年金部分について「税方式（目的間接税）への転換をめざし」と言っている。

表1 賃金の国際比較（製造業，2000年）

国名	時間当たり賃金額				月当たり賃金額			
	単位	賃金額	円換算	格差	単位	賃金額	円換算	格差
日本	円	1,951	1,951	100	円	319,083	319,083	100
ドイツ	DM	28.15	1,747	90				
アメリカ	\$	14.38	1,550	79				
イギリス					£	1,444	251,824	79
フランス					フラン	9,352	209,738	66
韓国					W	1,442,900	130,803	41
シンガポール					S \$	3,036	189,785	59
台湾					N T \$	38,807	133,884	42
中国					元	649.50	8,937	3

資料：日本）厚生労働省「毎月勤労統計調査」「賃金構造基本統計調査」から日経連で推計

台湾）行政院経済建設委員会「INDUSTRY OF FREE CHINA」

その他）ILO「Bulletin of Labour Statistics」「Yearbook of Labour Statistics 2000」

為替レート）IMF「International Financial Statistics」，内閣府「月刊 海外経済データ」

注：1）日本は，事業所規模5人以上の製造業生産労働者についての推計値

2）フランスは97年4，10月の単純平均

3）イギリスは99年3，6，9月の週当たり賃金の平均を4倍したもの

4）ドイツ，中国，韓国は99年平均

5）各国賃金の円換算については各年の平均の為替レートを使用（例：2000年平均，1ドル＝107.77円）

表2

労問研報告 (年)	年平均レート (年・ドル円)	日本＝100により資金指数			
		ドイツ	アメリカ	イギリス	フランス
1995	93・111	88	72	57	49
1996	93・102	85	67	54	54
1997	95・94.06	89	62	53	54
1998	96・108.78	88	73	52	62
1999	97・120.99	95	81	83	67
2000	98・130.91	102	89	95	61
2001	99・113.91	104	81	84	61

公開中小企業問題研究部会報告

発想は2001年6月の経済財政諮問会議による小泉構造改革の「骨太の方針」とほとんど同じだが「自己責任」を加えたところに日経連としての強調点が見えるし、当面は基礎年金に限っている「目的間接税」はすべての社会保険制度財源から税制を含む企業負担を解消せよとする消費税率大幅引き上げが「自己責任」を加えた含意であろう。

大量失業の長期化で日経連が内容不明の流行り言葉である“仕事の分かち合い＝ワークシェアリング”でねらうのは、不安定な雇用と低賃金・無権利な大量の労働者群の創出であり、国内経済を空洞化するグローバル化という多国籍企業の高利益・高蓄積をめざした日本の労働者と国民への限らない犠牲と負担の強要にほかな

らない。

資本と労働が資本主義社会における基本的な対立関係＝階級対立であることは200年前から変わらないが、その力関係は変化してきた。日本の現状は農業・自営業など生産手段をもつ階層が大幅に減少し、賃金労働者が80%を超えている。基本的には経済と政治の主導権を握る大企業とその利益を追求する財界団体＝日経連・労問研報告が4分の1世紀にわたり、春闘など日本の労働組合運動を変質させ、リードしてきたのは否定しがたい。

これでいいのか、どうすればいいのか、みんなで考え、行動したいものである。

(くさじま かずゆき・労働総研事務局長)

〔資料紹介〕

2001 仁川宣言

〔編集部注〕2001年11月、韓国の仁川市で、韓国、中国、日本の有力な知識人が参加した「北東アジア国際会議」が開催された。この会議は、「21世紀は、グローバル化、知識情報化及びポスト資本主義社会の加速的に発展する時代」と特徴づけ、「『北東アジア共同体(Northeast Asian Community)』の実現のため実践する域内の多くの民間知識人ネットワークの求心体」となる「北東アジア知識人連帯(Northeast Asia Intellectuals' Solidarity NAIS)」を発起し、5項目にわたる〈実践宣言〉をふくむ「2001 仁川宣言」を発表し、内外から注目を浴びている。以下に日本語のテキストを紹介する。

皆の期待と共に新世紀の歴史が始まった。しかし、世界はいまだに明るい兆しを見せていない。明るい未来に対する期待はまだ我々の夢にすぎなく、世界は不確実で不安な情勢が持続されている。過去我々を苦しめた政治・経済・文化において国家間の葛藤は厳存しているが、これを発展的に乗り越え次元高い平和と繁栄をもたらす代案はまだ提示されていない。

二つの世界大戦を通して人類の破壊的な力を確認し、ソビエト連邦の崩壊を通し、理念の試行錯誤を経験した20世紀は、他方で経済力の増

加による物質文明の全地球的拡散の時代でもあった。21世紀は、グローバル化、知識情報化及びポスト資本主義社会の加速的に進展する時代であり、また西欧的近代理念に代わることの出きる真の代案を模索するための新しい精神と思想の探求が要求されている時代でもある。

本日北東アジアの知識人達が歴史的にも非常に意味のある都市、ここ仁川市にて「2001 仁川宣言」を採択することは、未来永劫重要な出来事として記憶されていくことであろう。前世紀、仁川市はその地域的重要性のため北東アジ

ア国家および西洋の列強国の闘争の場となっており、その苦難の近現代史が刻まれている都市である。しかい、仁川はまた韓国で初めて近代化が始まった都市でもあり、現在では仁川国際空港の開港を通して、世界に向かって開かれる都市へと飛躍しつつある。また我々は、過去の歴史が現代の教訓となった時、未来志向的な価値としての歴史発展の原動力となることを知っている。これらのことから、我々は歴史の栄枯盛衰の舞台となったここ仁川にて、地域的協力と平和的共存の世紀を開始し、20世紀の不調和を一掃するであろう北東アジア知識人連帯を充足させる宣言ができることを心より嬉しく思う。

我々は21世紀が北東アジアの時代となるだろうという展望について見解を同じくしている。その理由は新しい千年の多様な変化について主導権をめぐって列強たちが対立する地域がまさにここ北東アジアであるからだ。北東アジアは21世紀の世界の流れを決定する上で「台風の日」となる可能性が濃厚な地域なのである。周知の通り、20世紀後半、北東アジア地域は高度経済成長と国家の繁栄を成し遂げた。以上のように、これらの地域の経済は世界経済の中軸として注目を集めはじめている。前世紀のソビエト連邦の解体で、表面的に冷戦は終結したが、しかし朝鮮半島はいまだ南北分断によって苦痛の中にあり、北東アジアでは冷戦構造が完全に消え去ってはいない。過去のこうした傷跡が残ったまま経済・政治・軍事および文明の衝突の可能性を否定できない地域がまたこの北東アジアなのである。ヨーロッパや北アメリカでは、EUやNAFTAのような地域主義的経済統合が活発に行なわれているのに対し、北東アジアでこのような動きはいまだ見られない。

昔から国が緊急なときはその国の将来を心配する知識人の役割と使命が重要であった。それは知識人たちがその時代の問題点を把握し、知

性と良心によって時代の方角を提示することが出きたためである。21世紀、知識人の使命は各自が専門性と創造性、多様性と解放性を持ち、国家の福祉増進と人類の平和のために、新しい思潮を切り開くと同時に隣人と地域社会、国家と周辺国に対する責任感を持ちながら健全な批判と代案の提示、参与と連帯を通じて絶えず変化と変革を追求することである。

近年の、北東アジアの緊迫した状況と世界史的理解関係はこの地域の知識人の連帯の重要性を喚起し、さらに共通繁栄と地域の協力のため、ビジョン提案の必要性を促している。とりわけ、現在も市民社会の基盤が弱い北東アジアにおいて、知識人は政府と企業、市民社会を連結する橋渡しの役割を擔いながら、更に「北東アジア共同体 (Northeast Asian Community)」の追究に対する真剣な論議できる能力を身につける必要があるだろう。今がまさに長い眠りから目覚め、将来の共存と共同繁栄、新しい北東アジアの建設と発展のために、導いて行くその道程なのである。

冷戦体制の固着及び社会の複合化、学問の専門化にしたがって過去北東アジア知識人たちは地域協力と平和に対する歴史的責務を充実に果たして来なかったということを告白し、理論と実際を結合し専門分野間を総合連結する総合的な代案を提示する研究に怠ってきたということを認定しなければならない。いま多様な分野の知識人たちが集まって討論と対話の場を作りながら北東アジアの新しい時代のため参与と連帯する必要性を知識人皆が自覚する時である。

ここ21世紀の北東アジアの時代を迎えて、健全な常識と開かれた心を有する知識人たちが集まって「北東アジア知識人連帯 (Northeast Asia Intellectuals' Solidarity: NAIS)」を発起しようとしている。こうしてNAISは北東ア

公開中小企業問題研究部会報告

ジア国家間の理解と協力の増進を基礎にして長期的に「北東アジア共同体 (Northeast Asian Community)」の実現のため実践する域内の民間人ネットワークの求心体となろうとしている。心ある域内外の多くの知識人たちの積極的な参与を求めるとともに次のように宣言するところである。

〈実践宣言〉

1. 北東アジアの地域協力と共同繁栄が地域と世界平和に寄与することを広く知らせる。
2. 政治、経済、社会、文化、科学技術など各分野で「北東アジア共同体 (Northeast

Asian Community) の実現ため連帯し、地域外国家の同参を勧める開放体制を志向する。

3. 個別国家の安定と発展がこの地域の協力と繁栄にまで昇華できるように努力する。
4. 「北東アジア共同体 (Northeast Asian Community)」の実現のため、新しい精神的・知的なビジョンを追究し、政策的代案を提示する。
5. 北東アジア地域のアイデンティティーの確立と協力方向及び他地域との交流、協力強化方案を模索する。

〔資料紹介〕 イギリス労働組合会議

臨時雇い労働者の同等な権利

臨時的労働に関する TUC 調査からの研究結果

藤吉 信博

イギリス労働組合会議組織活動局は、2001年8月14日、「臨時的労働に関するTUC調査からの研究結果」(以下「TUC 報告書」)『臨時雇い労働者に与えられた同等な権利』を発表した。

この「TUC 報告書」が、第1節「要約」の「はじめに」で、「多くのEU諸国では、臨時雇いの労働者は法律によるか団体交渉を通じて、すでに不均等待遇から保護されており、この(EU)指令の各条項は、(各国の保護条項と)大きな差異をつくりだしてはいないであろう。英国では、とはいえ、この報告書の重要な結論として、ますます多くの臨時雇用の労働者が使用者から、終身雇用の労働者と比べて、不利な待遇を受けているということがわかった。これらの労働者に対して、EU指令は重要な新しい権利を提供することができるにちがいない」と述べていることからわかるように、イギリスにおける臨時雇い労働者に終身雇用労働者との均

等待遇をEU指令の水準をイギリスに導入することで実現しようとしているのである。

日本でも同様の実践的な模索と運動がすすめられているが、日本の場合は、近年の未曾有ともいえる大規模な首切り・人減らし・リストラ「合理化」攻撃が、「終身雇用性」の破壊とパート労働者・アルバイト労働者・派遣労働者・委託契約労働者など、権利がきわめて不安定な臨時雇い労働者への大量置換え攻撃とを結びつけて、大企業を機動力として強行・推進されているところに最大の特徴があるといえる。

このような日本の特殊事情をも考慮に入れながら、「TUC 報告書」を検討すると、イギリスと日本の臨時雇い労働者問題は、多くの点で共通の問題に直面していることがわかる。

「TUC 報告書」は、第1節「要約」(1頁、以下数字は頁数を示す)、第2節「傾向」(6)、第3節「使用の理由」(12)、第4節「誰のための

柔軟性か？」(18)、第5節「賃金と年金」(27)、第6節「雇用条件」(32)、第7節「事例研究」(37)、第8節「政策的結論」(43)、第9節「索

引」(45)など8節と索引から構成されているが、ここでは、第1節「要約」と第8節「政策的結論」を参考資料として訳出することにした。

第1節 要約 はじめに

非正規で、柔軟な労働関係が、次第に英国での労働生活の特徴を形成してきている。同時に、個人が職場で結ぶ契約関係の範囲が、これまでにこんなに变化したことはかつてなかったことである。非正規の雇用関係を利用することが次第にヨーロッパ全体に広がっている。EUにおけるいくつかの国ぐにで臨時雇いの労働者を利用することが、英国よりも高い比率でおこなわれているとはいえ、それらの国ぐにの労働者はさまざまな雇用諸条件の面で、英国の臨時雇いの労働者よりもよりいい条件で保護されている。

臨時雇いの労働者をもっと広範囲に利用しようとすることは、競争上の圧力が次第に増大してくることや、新技術の発展および突然変化する消費者の欲求に対応できるように、より大掛かりで組織的に有効な手段を求めようとするような使用者の要請にもとづいて、推進されているのである。ヨーロッパおよび国内レベルにおける政策担当者は、非正規労働の労働条件の整備が、新しい雇用機会を提供し、家族的責任を果たすことができるという論を唱えている。しかし、非正規の雇用慣行はまた、そのような慣行が職業上の地位を不安定にさせ、労働市場を分極化させ、恵まれない労働者の搾取の原因となっているという、批判を受けている。

近年、ヨーロッパ連合は、使用者の利益と非正規雇用に従事する労働者を保護する要求とを均衡させるために数多くの立法手段を導入している。最近の事例として、有期労働契約に関するEU指令がある。それは、マーストリヒト条約の社会的対話の下に取り決められた、ヨーロッパレベルの労働組合と使用者団体との間の合意枠組みから出発している。FTCD(有期契約指令)は、以下の条項によって、期間の定めのある労働の質を改善することを目的にしている。

- ・同等の終身雇用の労働者との均等待遇を保障すること；および
 - ・有期雇用契約をくり返すことまたはそのような雇用関係を利用することから生じる弊害を防止すること
- (01)

多くのEU諸国では、臨時雇いの労働者は法律によるか団体交渉を通じて、すでに不均等待遇から保護されており、この(EU)指令の各条項は、(各国の保護条項と)大き

な差異をつくりだしてはいないであろう。英国では、とはいえ、この報告書の重要な結論として、ますます多くの臨時雇用の労働者が使用者から、終身雇用の労働者と比べて、不利な待遇を受けているということがわかった。これらの労働者に対して、EU指令は重要な新しい権利を提供することができるにちがいない。

2001年3月、政府は、有期労働指令が英国にどのように履行されるべきかの協議に着手した。TUCと労働組合及びその他の諸団体がそれに反応した。これを書いている時点では、その指令を履行するための英国の法律最終案はいまだ準備中であり、多くの重要な問題点がいまだに決定されていない。最も顕著な問題点は、英国において臨時契約で雇用されている人びとに対する均等待遇の権利は、給与および年金をふくむべきかどうかという問題点である。

この報告書の重要な論点は、2001年春にTUCがおこなった職場代表に対する調査から導きだされた結果であって、それは労働調査局が部分的には分析していたものである。総計で196の職場代表が、さまざまな地域、規模の異なる職場および産業部門から調査に回答を寄せた。この報告書はまた、1992/93年冬と2000/01年冬におこなわれたLFSの調査の資料からも引用しているし、市民相談局全国連盟(NACAB)から用意していただいた事例研究をも含んでいる。

主要な調査結果：

臨時雇いの労働者のより広範囲にわたる利用が、英国におけるほとんどの産業部門に存在するようになっており、職場組合代表の82%の人が、自分の職場に臨時契約で雇用されている人びとの数は、最近の10年間に増加していると報告している。

- ・最も急速に増加しているのは派遣労働者である。2000/01年には250,000を超える人びと(272,000人)が、英国において派遣雇用で働いていた。比較してみると1992/93年にはたったの90,000人に過ぎなかった。
- ・臨時雇いの労働は、もはや低熟練・低賃金の労働者という特徴をもっている事例であるとはいえなくなっている。1990年代に、臨時雇いの雇用で最も激しく成長した分野は、専門職、管理職および技術的資格を有する被用者たちであった。

(02)

- ・とはいえ、臨時雇いの労働者の大半は女性(54%)であり、パートタイム労働に従事する女性(32%)、30歳以下の青年労働者(44%)また黒人あるいは少数民族

公開中小企業問題研究部会報告

(11%) 出身である。

ほとんどの産業と職業の境界線を越えてより広範囲に拡大していくことに加えて、臨時雇いの労働はまたもっと細分化していくようになる。

- ・ある労働者たちは臨時雇いの労働に入っていくことを積極的に選択するようになり、彼らは“広い分野で活躍すること”とより高い収入を引き寄せることを可能にする短期雇用形態の身分が持っている自由と柔軟性を歓迎するようになる。他の労働者たちは、限定された仕事の機会しかなく、労働に関連する給付金からは排除され、雇用は不安定で経済的にも非常に不安定であり、多くの場合は低賃金の臨時雇い労働にしかつけない自分自身を見出すことになる。
- ・臨時雇いの労働に対する不満の水準は、全日制の教育を受けていない黒人、少数民族労働者および青年労働者の間で特に高い。

臨時雇いの労働のほとんどの形態で、労働者は危うい立場にあるが、使用者はその労働関係の柔軟性から利益をえるのである。危険度の高さや要求される柔軟性は雇用関係のさまざまな形態でいろいろ異なっているが、自分が働いた時間給しか支払われない日雇い労働者のあいだでそれは最大になるのである。

臨時雇いの労働者が使用者に増大する柔軟性を供給する一方、臨時雇いの労働者はほとんどが過小評価されているし、終身雇用の職員と比較すると、特に給与と年金について、不利な待遇を受けている。

- ・調査した職場の50%では、臨時雇いの労働者は終身雇用の労働者と別の賃率で賃金が支払われている（一握りの場合を除いてほとんどの場合、臨時雇いの労働者は少なく賃金が支払われており、他の方法でも賃金の埋め合わせをされていない）。
 - ・70%の職場代表が、臨時雇いの労働者は終身雇用の労働者と比べると職業年金計画加入する同等の機会を与えられていないと述べている（ほとんどの場合、これはすべて除外されているのに等しい）。
 - ・54%の職場では、臨時雇いの労働者は終身雇用の職員と比べて、契約上一般的な利益の面で差別されている。
- (03)

- ・25%の職場では、臨時雇いの労働者は契約上の病気手当をうけとる資格が与えられていない。そしてその上、10%の職場では、使用者が臨時雇いの労働者にある一定期間働いた後でしか病気手当の権利を付与しないことがある。
- ・14%の職場では、臨時雇いの労働者はいかなる休暇手当をもうけとっていない。これは特に派遣労働者の間で顕著にみられる。6%の職場では、労働者が使用者のために最低3ヵ月間働いた後はじめて、使用者が有給の年休を労働者が取ることを認めるのみであった。

- ・65%の職場では、臨時雇いの労働者は退職手当を適用される資格がないかそれを要求する権利を放棄している。
- ・調査した20%近くの職場では、臨時雇いの労働者は給与、年金その他の給付金をふくむすべての雇用条件で不利益をこうむっている。

非終身雇用契約を利用する最も一般的な使用者からの回答として組合代表によって報告されていることは、彼らが、需要が変化する（季節的変動をふくむ）であった（56%）。

労働費用を削減しなくてはならない必要性は22%の職場で確認されている。使用者は、臨時雇いの労働者を利用して総賃金勘定を節減しようとする場合、以下のようなさまざまな戦略を使用する。

- ・社会生活が営めないような時間に働かせたり要員の不足や短期的な増加をこなすために臨時雇いの職員を利用することによって、終身雇用労働者の間の残業の必要性を削減しようとする。
- ・“待機時間”をふくめて支払われるのではなく、働いた時間に対してのみ支払われる日雇いの労働者の使用を増加させている。賃金を使い勝手のよい労働に依存させることによって、使用者たちは変化する需要様式やある種の費用リスクを労働者におしつけて通り抜けることに成功する。
- ・終身雇用の労働者を臨時雇いの労働者または派遣職員と置き換える。

臨時雇いの労働者は、伝統的な制限のない契約で雇用されている終身雇用の労働者と比べればいとも簡単にしかもより安上がりな解雇できる。多くの臨時雇いの労働者は、不公正な解雇から法律的に保護されてもいない。

臨時雇いの労働者の使用が、一般的に少しずつ上昇する傾向にあるという中で、若干の使用者たちはこのことから撤退しはじめている。利用を減少させる理由は多様であり、その中には臨時雇いの労働者の利用は、その高い回転率から募集費用が巨額になるとか訓練費用が膨大になるなど個人的な費用の増加をもたらすという認識もある。

(04)

若干の使用者たちは、臨時雇いの職員を訓練しないようにしている。しかしながら、臨時雇いの労働者の訓練不足と熟練向上のために投資しないことが、使用者にとって結局は値札をつりあげることになる。DTI（通産省）は、臨時雇いの労働者に対して断続的にしか訓練をおこなわないことが、労働者平均で年間600ポンドから2000ポンドに匹敵する生産性の損失を使用者にもたらしているであろうと見積もっている。

(05)

第8節 政策的結論

新たな有期契約指令の衝撃

有期契約についてのEU指令は、英国に採りいれられようとしているものであるが、多くの臨時雇いの労働者にこれらの多くの領域で均等待遇の権利を規定するであろう。あるグループの労働者は、しかしながら、この保護から除外されるであろう。現在政府がつくろうとしている枠組みによれば、新しい権利を実施するものではあるが、政府提案には以下のような重要な4つの限界がある。臨時雇い労働者のための新しい権利は：

- ・比較できる終身雇用の労働者がいる職場でしか適用されない。すなわち、同一の使用者のために同一施設において同一か類似の労働をおこなっている終身雇用の被用者である。

労働組合は、若干の臨時雇いの労働者が比較できる終身雇用の労働者を見出すうえで問題をかかえるであろうということを心配している。たとえば、高等教育機関にはきわめて少数の終身雇用の調査研究職員しかいない。また、ホテルやケータリングの使用人は小規模な終身雇用の管理職員を雇い、季節的な理由あるいは特別の催し物をおこなうためにのみ臨時雇いのサービス職員を雇うことがあるからである。

DTI（通産省）は、（派遣労働者を除外したすべての臨時雇いの労働者にとって）政府が現在つくろうとしている草案の諸規制では、臨時雇いの労働者のたかだか42%しか比較をおこなうことができいと見積もっている。この数字は、日雇いの労働者がDTI調査にふくまれているとすれば、おそらく少なく見積もっていることになる。

- ・法律的に“被用者”として認定される臨時雇いの労働者だけに適用され、法律の趣旨にしたがって“労働者”として区分されている臨時的労働に従事するたくさんの人びとには適用されない。

DTIは、この範疇に入り、新たな規定によって保護されない人びとは20,000から25,000人いると見積もっている。

- ・派遣業者を介して雇われている人びとには適用されない。

2000/01年に英国で272,000の人が派遣業者を介して働いている。これらの労働者は新しい法律のもとで一切の権利を保有しないであろう。政府が現在つくろうとしている提案で作業を続行すれば、使用者が臨時雇いの労働者に適用される新しい保護を回避しようとするために、派遣労働に雇用される人びとの数が増大すること想定される。

- ・訓練生、見習生および公的資金計画に参加している人

びとには適用されない。
(43)

政策的勧告

この報告書の概要であきらかになったように、TUCと労働組合は、政府が導入しようとしている有期契約指令の提案に多くの重要な変更を求めている。

臨時雇いの労働者に対する均等待遇を用意する新しい有期契約（FTC）は、給与と年金問題をふくむべきである。必要であれば、政府は初歩的な法的措置を講じてこの勧告を実施すべきである。

今日、派遣労働に関するEU指令が不十分であることを考慮して、新しいFTC法は派遣労働者にも適用できるように適用範囲を拡大すべきである。それをおこなうことに失敗すれば、たちの悪い使用者が故意に派遣労働者を雇用したり、あるいは派遣業者を通じて雇用した労働者を解雇して再雇用したりして、この規制がもっている衝撃を大幅に掘り崩すための実質的な機会を与えることになる。

新しいFTC法は、法律上“被用者”として分類されている労働者にだけでなく、すべての労働者に適用すべきである。

新しいFTC法は、臨時雇いの労働者がその職場において同等な終身雇用の労働者を見出すことができないことを理由に、臨時雇いの労働者の範疇から排除されることのないようにするため、同一性を判定する効果的な機構を設置すべきである。臨時雇いの労働者が同等性を測定できる終身雇用の労働者を同一の施設で設定できない場合には、彼らは団体協約、同一職業あるいは産業部門の終身雇用の労働者を参考にすること、または“仮説的”測定物という概念によって比較することを可能にするにすべきである。

公的資金計画にもとづく訓練生、見習い生について提案されている適用除外は制限すべきである。

新しいFTC法は、臨時労働に関する慣行を成文化している法体系によって支持されるべきである。

(44)

原タイトルは以下のとおり。

Trade Union Congress
permanent right for temporary workers
finding from a TUC survey on temporary working
Organisation and Services Department
August 2001

（ふじよし のぶひろ・理事）

中国経済の状況と日本の対中投資

于 金

〔編集部注〕この論文は、公開中小企業問題研究部会（2001年12月5日）での報告に、当日の質疑を考慮して加筆されたものである。原文は日本語である。

I、はじめに

2001年は、世界の政治・経済情勢に関しては多事多難な年であったといえよう。世界経済に関しては、10年近く「インフレなき成長」を続けてきたアメリカの経済が影を見せ始め、日本の経済は未だにバブル経済崩壊後の泥沼から脱出しておらず低迷を続けており、ヨーロッパに目を向ければ、通貨の統一にこぎつけたが、市場の統一を達成するためにはまだ問題が多く残っている。世界の政治に関しては、9月11日の「テロ事件」に象徴されるように、東西冷戦後の新しい世界政治の枠組みができていないのみならず、新たな不安定要素が増えた格好となったのである。こうした不安定な世界の政治・経済情勢を反映して、世界銀行をはじめとするほとんどの機関が出した2001年の世界経済の成長率予測では年初の4.5%から下がる予測である。

世界の政治・経済が混沌としているなか、2001年、中国経済（GDP）が7.3%の成長率を達成し、世界から注目を浴びた。2001年、中国が各方面において大きな成功を収めた。APEC首脳会議が上海で開催され、15年間の交渉を通じてようやくWTOに加盟でき、2008年のオリンピック開催地が北京にきまり、中国のサッカーチームもはじめてワールドカップに出場することが決まった。輸出においては、アメリカをはじめとする先進諸国の経済が鈍化しているなか、前年比6.8%増の2661.55億ドルに達し、しかも、輸出品目のなか、工業製品の割合が大幅に引き上げられた。

このような世界政治・経済情勢のなか、中国経済の台頭に伴い、経済版の「中国脅威論」と

もいうべき傾向がさまざまな場面で見受けられる。「中国が世界工場となる」という説がその代表たるものであるといえよう。本論文においては、客観的なデータに基づき、中国経済の現状を明らかにし、経済のグローバル化を念頭におきながら、中小企業の視点から日本と中国の経済交流のありかたを提言していきたい。

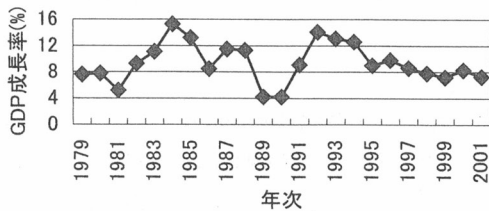
II、中国経済の現状と問題点

一国の経済の実態を全面的、客観的、正確に捉えることは極めて困難である。ここでは、静的には経済指標をもって中国経済の規模と特性を分析し、動的には中国経済の運営における問題点を指摘し、実務的には中国政府の対策を検討することにしよう。

1、中国経済の概略

周知のように、中国は1978年から「改革・開放」政策をとってきた。20年間におよび経済建設の結果、中国の経済力は大きく向上したことは疑いの余地がない事実である。2001年、中国のGDPは前年比7.3%増の94627.4億元に達した。図1は中国における改革開放政策以降の実質GDP成長率の推移を示したものである。図1からわかるように、改革開放政策以降、中国の経済は、1989年の「天安門事件」に影響されたとされる1989年と1990年を除けば、基本的には順調に伸びてきたといえよう。この1989/90年の危機を救ったのは1992年に公表された「鄧小平南巡講話」であった。「鄧小平南巡講話」に刺激され、1992年には、中国経済は14.1%の成長率を記録した。1997年に起きた「アジア経済危機」は、東南アジア諸国の経済に大きな打撃を与えたが、中国経済に及ぼした影響が予想され

図1 中国経済成長率の推移



るほど大きくなかった。上述したような中国経済の変遷から、中国経済に関して以下のようなことがいえる。

第一に、経済のグローバル化が叫ばれているなか、中国経済がいまのところ世界経済情勢にそれほど大きく影響を受けていないことである。

第二に、中国経済は政治情勢に左右されやすい体質を有していることである。

第三に、中国経済がここ20年あまりの間「急成長」を遂げたが、先進諸国に比較して規模がまだ小さいことである。中国の2001年のGDPはだいたい日本の1973年のそれに相当する。一人あたりのGDPにおいては、およそ日本の1960年度半ばの水準に相当する。

2、中国経済の問題点

改革開放政策以降、中国の経済は大きく発展してきた。しかし、経済発展の社会的代償ともいべき問題点も浮き彫りされている。総じていえば、中国経済が以下のような諸問題点に直面していると思われる。

第一に、モラルの問題である。1949年に共産党政権となって以来、共産主義が中国共産党の信仰となったのみならず、国民もそのように教育されてきた。しかし、改革開放政策以降、とりわけ、社会主義市場経済が打ち出されてから、拝金主義が中国で横行し、金儲けのためなら、道徳、信用を捨てるのを惜しまない人々、業者が続出し、日常用品ばかりでなく、人の命にかかわる食品や医薬品まで、偽物が後をたたない。信仰喪失が中国の直面している最も根本的な問題であり、解決にはかなりの年月が要す

るだろう。

第二に、国有企業改革問題である。中国の国有企業は、GDPに対するその貢献度が年々低下しているが、その支配する社会資源が依然として高い割合を占めている。他の所有制の企業に比べて国有企業の生産性の悪さは明らかである。1984年に国有企業の改革が開始されて以来、20年間近く、研究と実践を通して、理論的にも実務的にも国有企業の問題所在がはっきりしてきており、その問題解決の方法も固まりつつある。そうした方法を実施に移すには中国の指導者の政治的決断が不可欠である。いつその決断が下されるかについては、2002年に開催が予定されている中国共産党の第16回大会に注目する必要があるだろう。

第三に、失業問題である。中国政府の公表している中国の「失業率」は3.1% (2000年) であった。しかし、この「失業率」の前に二つの冠詞がつけられていることに留意しなければならない。1つは、都市部の失業率ということである。つまり、労働力の7割を占めている農村部の労働力 (2000年には49876万人) を含んでいないのである。もう1つは、登録された失業率ということである。つまり、職を失った労働者が行政の社会保障機関で登録されてはじめて失業者と計上されるのである。したがって、中国政府の公表している「失業率」は正確に言えば「都市部登録失業率」なのである。そのため、中国における実際の失業率は政府公表した数字をはるかに超えている。なかには、中国の失業率が27%に達していると主張する学者もいるのである。

第四に、経済成長の鈍化である。図1に示されているように、1992年をピークに中国経済の成長率は年々低下してきた。上述の失業問題を解消し、社会を安定させるためには、中国経済は最低でも、7%以上の成長率を維持しなければならないとされている。1997年のアジア経済危機以降、中国経済の成長路線は輸出型から内需型に切り替えざるをえなくなった。内需を拡

公開中小企業問題研究部会報告

大させるために、政府が公共投資を増やすのが一般的なやり方であるが、中国の場合、中央政府と自治体の総歳入がわずかに13395.2億元しかないために公共投資による経済刺激の効果がどれだけあるのか、または、いつまでつづけられるのか問題である。

第五に、格差問題である。中国における格差は、多方面にわたってはつきり現れており、しかも、年々拡大する傾向にある。まず、地域（行政区画）格差を一人あたりGDPでみると、最も多い上海市が一番少ない貴州省の十倍にあたる（2000年）。中国大陸の31の行政区を一人あたりGDPの多い順に五区分しても最上位が最下位の三倍あまりとなるのである。次に、所得格差をジニ集中指数でみると、1980年の0.3から1998年の0.456に上昇した。この水準がアメリカよりも高いことが注目されるであろう。更に、中国では、所得格差そのものよりは所得格差を生む原因がより大きな問題である。つまり、グレイインカムないしブラックインカムがもっとも深刻な問題となっているのである。

第六に、中小企業の問題である。中国「国家経済貿易委員会」が公表したデータでは、中国の中小企業は800万社に達しており、全国の企業数の99%を占め、従業者数では75%を占めている。中国の中小企業に関しては、二つ大きな問題がある。1つは、中小企業の基準である。制定中の「中小企業促進法」では、中小企業を資本金が5000万元以下、あるいは年商が1億元以下の企業としていると伝えられている。この基準が日本やアメリカなどの先進諸国よりも高いことから、この基準の決定にあたり、経済法則を無視してなんらかの政治的思惑が隠されていると推測できよう。もう1つは、中小企業政策の基本理念である。中国では明確な中小企業政策基本理念が打ち出されてはいないが、公表されている中小企業に関する諸施策から、アメリカのSBIRを模倣しているように見受けられる。このような政策は、中国経済の発展段階と中国

の中小企業の現状を無視し、いちずに世界潮流を追う現れであり、いつか軌道修正を余儀なくされるであろう。

3、対策

このような経済情勢をうけて、2001年11月27日から29日まで北京で開かれた「中央経済工作会议」において、2002年の経済関係の重点項目として以下のような8項目をあげている。

- 第一、国民の収入増加をはかり、国内需要を育成していくこと。
- 第二、農業の発展を促進し、農村市場の需要を拡大すること。
- 第三、積極的財政政策および穏健な貨幣政策を引き続き実施すること。
- 第四、国有企業の改革およびその他の改革を継続して推進すること。
- 第五、現象と根底の両面から市場経済の秩序を整理・規定すること。
- 第六、輸出拡大に努め、外国資本の利用を拡大し、WTO加盟後の対応をしっかりとやること。
- 第七、科学・教育立国戦略を堅持すること。
- 第八、政府機能の転換を図り、贅沢・浪費に反対すること。

2002年は、中国の「第十次五カ年計画」の初めての年にあたり、「第十次五カ年計画」期間中における経済成長を占うには、2002年の経済パフォーマンスが重要なカギを握っているといえよう。しかも、2002年に、中国共産党第16回党大会が開催され、指導者交代が予想されている。そのため、社会安定を図ることが最も重要な政策目標となる。上記の重点項目から、経済の面で社会安定を支えようとする様子がうかがえる。

Ⅲ、日本の対中国投資

1、日本からの海外直接投資の概況

プラザ合意以降、円高に伴い、日本からの海外直接投資が急速に拡大してきた。大蔵省の統計では、1951年から1996年までの対外直接投資

図2 日本海外投資の地域分布

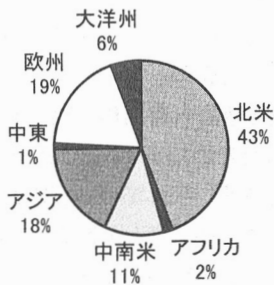
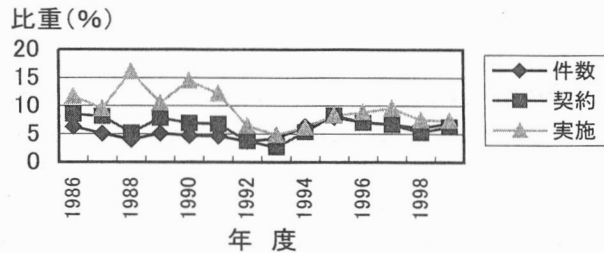


図3 日本対中投資の割合



は累計で5623.20億ドルに達している。その地域分布をみたのが図2である。図2からわかるように、地域的には、北米への投資が圧倒的に多く、全体の43%を占めており、続いてヨーロッパ(19%)とアジア(18%)が続く状況となっている。アジアのうち、対中国の投資が一番多く、全体の6.6%を占めており、その総額は371.8億米ドルに達した(この数字は中国の統計と食い違っている)。

海外直接投資の業種別構成でみると、非製造業への投資が68.5%、製造業への投資が29.8%、海外支社への投資が1.7%となっている。

上記のデータから、日本の対外直接投資は、地域的に北米とヨーロッパに集中し、業種的には金融・保険などの非製造業に偏っているという特徴を有しているといえよう。

2、中国の外資導入と日本の対中国投資

2000年まで、外国資本の中国に対する直接投資が実施ベースで3466.37億ドルに達した。これらの投資が中国の経済発展に大きく貢献したことは、疑いの余地がない事実である。2000年に、中国の固定資産投資額、貿易額(輸出入)、工業付加価値、税収における外国直接投資の占める割合がそれぞれ14.9%、49.9%(48%、52.1%)、20.69%と15.99%に達した。近年、中国の貿易額が急増しているが、外資系企業による貿易額が半分を占めている。

2000年、投資額の多い国(地域)の順で、香港が、トップに立ち、投資金額が全体の38%を

占め、155億ドルに達した。それに、米国、バージン諸島、日本、台湾、シンガポール、韓国、英国、ドイツとフランスが続いている。投資額のトップ10の国(地域)の合計投資が全体87.6%にあたる356.5億ドルに達した。

1999まで、諸外国の対中国直接投資が3076.31億ドルに達した。そのうち、香港がダントツのトップに立ち、全体の50.32%を占めた。日本がアメリカに続く第三位にはいり、全体の8.09%となっている。日本の対中国直接投資の占める割合の推移が図3の通りである。図3から、日本の対中国直接投資が以下のような特徴をもつものといえよう。まず、日中間の貿易額が中国の国(地域)別の一、二位を争うのに対して、日本の対中国直接投資が件数及び金額(契約と実施ベース)ともに低い割合となっていることから、日本の対中国の経済交流が直接投資より貿易を重要視していることを窺わせる。次に、直接投資の件数、契約金額、及び実施金額がそれぞれ占める割合をみると、実施金額の占める割合が一番高くなっていることから、日本の対中国直接投資が日本的経営の特徴を反映して契約したら必ず実行していることを窺わせる。さらに、件数の割合が金額の割合に比べると低いことから、日本から中国に対する直接投資の一件あたりの金額が大きいことがわかる。このことを裏返して言うと、日本の中小企業の中国に対する直接投資がまだ少ないこととなるのである。

公開中小企業問題研究部会報告

総じていえば、日本の対中国直接投資は、規模においてはそれほど大きくなく、そして、暦年の推移においては日本と中国ないし世界の政治、経済情勢に影響されやすく非常に不安定である。こうした状況において、日本の中小企業が中国に進出するさい、少なくとも次の四点に留意せねばならないと思う。

3、中小企業の中国進出の「心構え」

第一に、自信をもって長期戦に臨むこと。

経済発展の水準からみると、中国と日本との格差が歴然である。庶民の生活に欠かせない台所用品を例にとって見ても、日本の家庭では50種類の用具を使っているとすれば、中国ではせいぜいその半分の25種類の用具しか使っていないといわれている。そこに膨大な需要が潜んでいることは間違いないであろう。しかし、その潜在的需要がすぐに現実の市場につながるとは限らない。中国でビジネスを成功させるためには、時間をかけて市場を育成していく必要がある。実際に、中国にある外資系企業の経営期間の長さや企業業績に正相関関係にあるとの調査結果も報告されている。また、近年、中国の不足経済の解消に伴い、市場に「ものがあふれる」ようになり（品質と種類は別として）、ヒット商品を開発する困難がますます増え、「大当たりする」製品を開発することにより「一夜にして」大儲けしようとする考え方はもはや中国の現実とかけ離れているのである。中国でビジネスを展開しようとするさい、日本の中小企業にとって非常に有利なのは、中国国民が日本企業および日本製品に対する非常に高い信頼を寄せていることである。日本製が一種のブランドのように、大きな影響力を発揮しているのである。この信頼を裏切らないように、ブームに左右されず、長いスパンでビジネスを展開してゆけば、きっと成功できるに違いないと思う。

第二に、国有の中小企業を狙うこと。

中国に進出しようとする中小企業の前にまず立ち向かう最大の問題が資金力であろう。この

問題を解決するためには既存の国有中小企業をパートナーに選ぶ方法があると思う。国有中小企業の大部分は、長年経営し、一定の経営資源を有している。中央政府の「抓大放小」という政策のもと、各地方政府（自治体）が所轄の中小企業の改革に躍起になっている。そのため、さまざまな優遇策が講じられている。これらの優遇策をうまく利用すれば、わずかな初期投資（主として運転資金）で国有中小企業の経営権ないし所有権を取得することができる。たとえば、黒龍江省大慶市では、市役所と契約すれば、運転資金を投入するだけで、現地の国有中小企業の所有権を取得できる政策を打ち出している。

第三に、現地化を徹底せよ。

国際的にビジネスを行う場合、現地化に成功することがかぎを握っているといわれている。一般的に、現地化という場合、往々にして現地の人を管理職に据えることを意味しているが、日本の中小企業が中国に進出する際、管理者の現地化もさることながら、ここで特に強調したいのが製品の現地化である。つまり、中国の現在の需要に適した製品を提供しなければならないのである。厳しい競争を生き延びてきた日本の中小企業のほとんどが独自の技術をもっており、ものづくりに妥協せずに最善を求めているように見えるのである。このこと自体が非常にすばらしいことであり、否定するつもりはまったくないが、ビジネスを展開しようとする場合、現実を離れたロマンだけでは生き残れないのである。中国に進出した日本の機械部品を生産しているA社の例を紹介しよう。A社のトップが中国の同業企業を視察したさい、中国の企業の生産現場を見た途端に、「頭の後ろを重いハンマーで殴られた」思いをしたそうである。なぜならば、中国の同業企業は、薄暗い工場の敷地で古い設備を用いてA社なら不良品として捨てたような製品を作っているからである。しかも、この企業はこの「不良品」で利益をあげているのである。したがって、中国に進出する場合、

市場のニーズを満たす製品が良い製品であるという、考え方を切り替える必要があると思われる。

第四に、“人治”の利点を生かそう。

中国に進出した日本企業の方から、よく「中国はまったくルールのない国だ」と愚痴を聞かされる。日本社会に慣れた日本人にしてみれば、中国社会の慣習が確かに受け入れ難いものがあるかもしれない。しかし、中国でビジネスを展開する以上、考え方を切り替える必要がある。つまり、「ルールがない」ことがルールであるとプラス思考にきりかえれば、やりようによっては、普通にできないことができてしまうのである。「人治」の最大の利点は融通が利くことである。この利点をビジネスに生かすためにはヒューマンネットワークを形成する必要がある。

IV、結びにかえて

中国は非常に「難解」の国である。社会主義市場経済という概念に象徴されるように、人類史上にない社会体制を試しているのである。経済状況に関しても、一方では、無人スペースシャトルの発射に成功したと思うが、他方では、農村部にいくと、農民が数千年も前のやりかたとあまりかわらないやりかたで農地を耕し、農作物を作っている。その分だけ、中国に対する認識のギャップが非常に大きい。小論は紙幅上の関係で中国経済の現状を充分分析したとは到底いえないが、しかし、中国の一人当たりのGDPが日本の約四十分の一しかないと客観的事実であり、このデータから中国と日本の経済的格差が理解できる。今後、13億中国人の生活水準の向上に伴い、そこに膨大なビジネスチャ

ンスが潜んでいることは疑う余地がないであろう。

中国は、経済を発展させるために、日本をはじめとする諸外国の協力を必要としている。小論を書き終わる頃、中国が4月1日からアセアン諸国と自由貿易圏の設立に関する交渉をスタートさせるというニュースが飛び込んできた。経済のグローバル化やグローバルスタンダードなどが叫ばれるなか、NAFTAやEUに象徴されるように、経済のローカル化も見落としてはならない世界的潮流のひとつである。日本が、アジアに位置している以上、その資金力、技術力および経営ノウハウを活かして、アジア地域の経済開発に更なる貢献ができるのではないだろうか。

中国に関しては、小論の冒頭に述べたように、難しい問題が山積している。しかし、社会の安定と生活水準の向上が、一般庶民の強い願望である。この一般庶民の生るしたたかさこそが中国の救いであると信じたい。

主要参考文献

国家統計局編『中国統計年鑑』(各年度版)、中国統計出版社

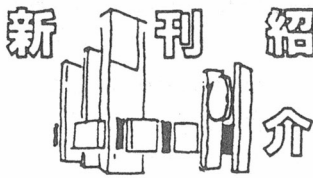
対外経済貿易部編『中国外資統計』(各年度版)、中国統計出版社

許海「日本跨国今司在華直接投資業績研究」『外国経済与管理』、2001年第2期

孫啓明・孫維仁「日本対外直接投資取向与我国的利用方略」『国際経済合作』、2001年第2期

趙晋平・王桂枝「日本対華産業移転及其構造変化趨勢」『国際貿易』2001年第3期

(ユージン・中国・黒龍江大学
中小企業研究所長)



全国労働組合総連合編

『組合員教科書』

相澤 與一

小生は長く大学で教えてきたが、いつも悩むのは良い教科書がないことである。教科書の有無や善し悪しで、教育や学習が大きく左右されるからである。本書は、どんぴしゃり、全労連の『組合員教科書』と名のついている。これは大変なことである。本書の課題と責任は実に大きい。執筆と編集の苦労が偲ばれる。全労連議長が巻頭文「刊行にあたって」を書き、その結びで「全労連は、今回初めて『組合員教科書』を刊行することができました」と述べているが全労連の発足が1989年11月だから、全労連として組合員教科書を出すまでに、12年余りを要した勘定になる。内部の事情にうとい筆者にはわからないが、この間、何度か教科書づくりが話題になったことであろう。しかし、全労連という日本の階級的民主的なナショナル・センターを標榜する大組織が誰でもそうだと納得し合えるような教科書を作成することは、はたから見ても、大変な難事業であるはずである。最初から完全なものなど、できるはずがない。たぶん、いろいろな注文や批評が待っているはずである。がしかし、まず第一に最初の教科書が作られなければ始まらない。この種の教科書を作ることの困難を推測できる者の一人として、本書の作成に当たられた方々にここから、ご苦労様でした。よく頑張りましたね。おめでとうございます。と申しあげたい。

前記の挨拶文の冒頭で、「この教科書は、組合員のみなさんに最小限知っていただきたい、全労連としてのメッセージです」といわれている。だから、あらゆる問題を扱っているわけではないが、基本的なこととはほとんど触れられていると見てよいだろう。

その内容を紹介するのは困難なので、まず目次の

章別編成を紹介しよう。

刊行にあたって

第1章 わたしたちの社会と労働者・労働組合

第2章 労働条件はどう決まるか

第3章 労働組合の活動と運営

第4章 労働組合の要求と課題

第5章 ナショナルセンター・全労連とは

おわりに

歴史を含め労働組合についての、さらにとくにその全国組織ナショナル・センター全労連についての基本的なことはもちろんのこと、それに関連して今日の嵐のような動きとそれに対する取り組みまで、広くしかも具体的に言及している。学習教科書としての目配りは周到である。学習運動に大いに役立つに違いない。それだけに、理解を深め共有するには努力も必要であろう。学習を世話するチューターも数多く必要とされるだろう。まずその要請と確保が課題となろう。そのあたりのことはお任せすることにして、内容は広範・多岐にわたり、筆者自身が一読して認識をあらたにしたことが多い。おもしろい教科書である。おもしろいと思ったことのひとつは、1章の書き出しが「わたしたちの労働は社会的に結合」という命題であり、そして最後に、グローバル経済と労働組合を論じた後で6「壮大な共同と統一をめざして」で結ばれ、終始が一貫していることである。(学習の友社・2002年1月刊・1000円)

(あいざわ よいち・常任理事)

唐鎌直義著

『日本の高齢者は本当にゆたかか』

—転換期の社会保障を考えるため—

江尻 尚子

小泉流「構造改革」は、「自助・自律」の名のもとに、社会保障に対する公的補助を限りなくゼロに近づけ、保険料引き上げ、給付水準を低下させることによって、国民負担を限りなく増やし、いのちまで奪う状況をつくりだしています。まさに社会保障の解体そのものです。

こうした状況のなかで、医療・福祉・介護・年金など社会保障に関する関心も高まっており、それぞ

れ専門家や研究者、諸団体による著作が数多く発刊されています。

そのような中で今年1月1日発行されたのが「日本の高齢者は本当にゆたかか」です。高齢者に焦点をあてて、その年金や生活の現実を自ら実態調査を行ない、さまざまな統計や国際比較などをもとに、日本の社会保障の問題と、その解決の方向について明らかにされています。

「日本の高齢者は豊かになり、負担能力を持っている」という認識のもとに諸政策を打ち出してくる政府。生活保護以下の低い年金者からも介護保険料を年金から天引きで徴収し、介護サービスを利用すると、費用の1割を自己負担という介護保険制度。現在年金受給者数は約2300万人。そのうち国民年金の受給者は49%と半数に上り、その人たちは月に3万円から5万円余の年金しかもらっていない。「この低い年金から介護保険料を徴収し、介護サービスを利用した場合は、利用料として年金の全額を没収するということになる。介護保険は年金の没収制度、回収制度と思ってよい。また、介護サービス商品とそれを販売する企業にむけて年金を回収していく制度である」との明晰な分析と批判には、私自身介護保険に対する不信が解明されてスッキリした気分でした。

諸外国と比較して日本の年金水準は低く、大半は最低生活保障の機能を果たしていないこと、日本には最低生活の標準がないため、生活の格差ができやすいこと、無職高齢者世帯の家計、年金の保険料納入期間の異例な長さ、(日本では国民年金は25年間、厚生年金は20年間納入しないと受給資格が生じないが、ドイツは5年間、イギリスは10年程度納入すれば最低額の年金が受給できる)、賃金の低さと失業問題、社会保障成立が成立した根拠などについて解明されています。日本の社会保障がいかに低水準で、最低生活に程遠いものであるかが、よくわかります。

文中に年金受給者の総数を正確に把握するために3日もかかって研究し、「老齡年金受給権者の制度別分布状況」の数値をだした、という説明があるように、データーを駆使し緻密な分析のもと、政府の「高齢者はゆたか」論が厳しく批判され、問題が浮き彫りになっています。

全国老人福祉問題研究会主催の「ゆたかなくらし民講座no2」における講演が下敷きになっているところから、筆致は話し言葉でとてもやさしく、一般的にむずかしいと受け止められている年金・社会保障問題がわかりやすいのも特徴です。読書が苦手、社会保障は難しいと敬遠される方にもわかりやすい内容です。

医療制度改悪に始まった2002年の幕明けの時宜にかなった書です。

(明文社・2002年1月刊・1600円)

(えじり ひさこ・会員)

工藤 晃著

『マルクスは信用問題について 何を論じたか』

今宮 謙二

前著『現代帝国主義研究』で今日の資本主義社会の本質と実態を綿密に分析した著者が、今回は現代資本主義の腐朽化した一面をあらわす金融問題について『資本論』にそくしながら理論的解明をこころみたのが本書である。

「まえがき」で指摘されているように、著者はマルクス信用論を学んだ最大のものとして①信用は資本主義生産様式のもとで形成、②信用制度は資本所有者の潜在的止揚を内包、③信用制度の展開は、産業資本と利子生み資本の発展に大きく寄与。の三点をあげており、本書全体のモチーフとなっている。

内容を簡単に紹介しよう。第一章「なぜ『資本論』第三部第五篇か」では、現代資本主義のもとで金融問題が大きな比重をもつ意味を解明する手がかりとしてとりあげたと指摘する。専門家の間でもこの部分は難解とみられ、さまざまな解釈があるところでもあり、著者ははじめは迷路にふみこんだ感ありとのべているが、外見は雑然としているがマルクス自身にとってはよく知られた領域でなかったかと推測している点がユニークである。大2章「主題をめぐる問題へのアプローチ」ではマルクスの上向法にそって、信用についてのいくつかの理論的準備としての命題を明らかにする。第3章「第3部第5篇の内容」では二つの流れ、①剰余価値→利潤→利子と企業者利得への分裂……、②資本一般→競争→信用、と

新刊紹介

いう二つの流れがこの第5篇で合流したと指摘し、ここでマルクスは信用制度の最重要問題を取り扱ったと指摘している。第4章「第3部第5篇から何を引き出せるか」が本書の中心になっている。著者は信用制度と産業資本のマルクスの分析から現在の多国籍企業の解明、信用制度と利子生み資本からはカジノ資本主義の本質が明白にされるとのべている。株式会社の形成と株式制度に関しては、最新の資本主義の理解へのマルクスの歴史的先見性をあげ、さらにすでに銀行はひかえめな仲介者でなくなったことも明らかにする。架空資本の分析などについては現在の投機社会の実態解明に大きな理論的武器となること、グローバリゼーションは利子生み資本の今日の形態であり、国内では金貨幣の必要性のないことなどが示され、最後には国際的な信用制度のあり方にまでも言及している。

本書は『資本論』原典と資本主義の今日の実態とを十分に結びつけながら、マルクス信用論がいまでもいかに生き生きとしているかを明らかにした貴重な著作といえよう。

(いまみや けんじ・会員・中央大学名誉教授)

(新日本出版社・2002年1月刊・2300円)

中山 徹著

『公共事業改革の基本方向』

椎名 恒

公共事業問題について旺盛な発言を続けている著者によるタイムリーな著書である。後書きで著者は「やっとな執筆に取りかかったところ、内閣が変わってしまった」ため「急遽計画を変更し、構造改革の一環として取り組まれている公共事業改革に対する批判」をテーマとしたと述べている。情勢の推移にこたえる上で殊のほか労を要したであろうことがしのばれる。

本書は、前半の3章で政府の公共事業改革の検討にあてられる。政府が重点化している都市再生(1章)、地域経済活性化策としての都市間競争(2章)、財政破綻対策として登場したPFI(3章)である。後

半は市民の批判に答える公共事業改革のありかたについて、市民から見た公共事業の問題の所在(4章)を明らかにし、次いで公共事業の総額削減と地域経済対策をどう両立させるか(5章)、公共事業の削減と市民が求める社会資本整備をどう進めるか(6章)が検討されている。

評者には、第2章の都市間競争の実態に関する分析的検討、第4章の公共事業の問題点としての公共事業費に関する整理、第6章の公共事業の開発型から改善型への改革や公共事業評価制度の改善などで得るところが少なかった。同時に全体として著者ならではの広範囲の事実にもとづく手堅いとともにわかりやすい論旨により公共事業をめぐる複雑な事態を解きほぐされている点で興味深い。

そのほか公共事業依存型となった地方経済と公共事業を巡って三つの道があるといい、その第一は破綻が明白な従来型方向、その第二に政府の公共事業改革の方向で、そのいずれにも未来はないとされる。すなわち「一方では……公共事業に依存せざるを得ないような地方経済をつくってきた政策をいつそう進めながら、他方では、命綱である公共事業費まで削減しなければならない」と説き明かし「このような改革を進めようと、間違いなく地方経済は崩壊に直面する」と論断される。こうして第三の新たな公共事業改革の展望を提示し、それは公共事業費の削減と公共事業に依存しなくてもすむような地域経済対策を同時並行で進めることだとされる。

ただ一点だけ率直な疑問を呈しておけば、主に第5章の公共事業の経済効果に関して、それが地域において「雇用政策的側面が…強かった」(P160)など数箇所指摘されている点にかかわる。確かにかつて評者も指摘したが公共事業の雇用効果は歴史的に後退してきた。だがそれは公共事業の本来的な姿ではなく、その雇用吸収機能より建設請負企業の利益を優先させ、事業効率化の名の下で例えば公共事業の失業者吸収率の設定などの制度を消滅させてきた結果であることは明らかである。だとすれば「雇用政策的側面が強かった」のではなく「雇用政策的側面が欠落ないし後退してきた」というべきでないだ

ろうか。深刻な失業問題の拡大という事態にタイムリーにこたえる視点からは、公共工事の雇用効果を高める可能性、失業対策として効果を発揮する可能性を迫及する公共事業改革は、ますます必要性を増していないのであろうか。そのような方策さえも「公共事業で雇用が確保できる分、地元産業の崩壊が進みやすい」(P166)として退けられるのであろうか。

原稿依頼者の要請を超えて、刺激的な本書であるがゆえに率直な感想を述べた。いずれにしても切迫した国民的な課題にかかわる、一読の価値ある著作であることは言うまでもない。

(しいな こう・理事・北海道大学助教授)

(新日本出版社・2001年11月刊・1800円)

マイケル・ケーザー著 日野秀逸訳

『ソ連・東欧の保健・医療』
ー在モスクワ英国大使館勤務を経験した
統計学者による客観的比較研究ー

柴田 嘉彦

本訳書の原著は、1976年にロンドンで発表された当時、在モスクワ英国大使館勤務を経験した統計学者マイケル・ケーザーによるソ連、東欧の保健・医療に関しての客観的比較の研究をまとめた特異な書籍である。当時まだ、いわゆる「社会主義国」といわれたソ連・東欧諸国の保健・医療に関するまとまった文献はなく入手も困難であった。この原著は、ソ連と東欧の6ヵ国、計7ヵ国について保健・医療に関してまとめた内容である。具体的には、当時のソ連をはじめ、ブルガリア人民共和国、チェコスロバキア社会主義共和国、ドイツ民主共和国、ハンガリー

人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア社会主義共和国、の7ヵ国である。各国について、法制と政策、人口動向、健康状態、保健事業行政、保健医療施設、保健財政に分けてまとめられている。このように多くの国について、ほぼ同一の基準によってまとめた文献はなかったといってよく、その内容があらににされた意義は大きい。いわゆる旧社会主義国での保健・医療は資本主義国と比べ多くの点で優れているとはいわれながらも、その実態についての資料はなかった。数字だけでなく全般的に、歴史的に明らかにされたことは画期的なことである、研究に大きな役割を果たすことはいうまでもない。訳者が、あとがきに「本書は統計学を専門としソ連邦のイギリス大使館勤務経験を持つマイケル・ケーザーが統計情報と報道情報とインタビュー情報を駆使してソ連邦・東欧の保健・医療を分析した労作である」と記した評価に私も同感である。ケーザー自身、謝辞の中で、「東西両陣営のいずれにも保健サービスに見られる広範かつ相異なる機構を扱った出版物は殆どない」と述べ、本書の目的を「東欧の7ヵ国で現在行われている保健サービスに関する包括的な概観を提供しようとするものである」、このため著者は不十分な公式資料を多くの文書調査と当該諸国の人々との個人的コミュニケーションによって補わなければならなかった」と述べている。まさに、これだけ包括的な保健・医療に関して具体的に明らかにした書物は私も残念ながら今までお目にかかったことがない。それほど貴重な文献であるということができる。

(本の泉社・2001年7月刊・6000円)

(しばた よしひこ・会員・日本福祉大学名誉教授)

編集後記

小泉内閣が発足して約一年がたつ。昨年の参議院選挙から小泉内閣発足時の異常に高い支持率にジャーナリズムが果たした役割は極めて大きいものがある。しかし、現在小泉内閣の支持率は40%~50%代に急落している。其れにもかかわらずマスコミは、小泉「改革」を支持・応援し激励しつづけている。巻頭の金光論文は、それが何故か背景と要因を事実に則して分析している。政治・経済とジャーナリズムの孕んでいる問題は、新しい世紀を如何なるものとして展望するかにかかわる問題である。労働運動として深い関心をもつべき課題といえよう。

資本主義市場経済と小泉「構造改革」と国民生活にかかわっての実態は多くの国民に明らかになりつつある。本号では、財政・税制、雇用・失業問題、中小企業の実態を明らかにし国民生活への影響を分析した。その結果は、国民的規模でのたたかいの組織が緊急の課題となっていることを示していることを教えているし、事態は緊迫しつつあるといえる。(T. U)

季刊 労働総研クォーター No.46 (2002年春季号)
2002年4月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523
ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968
<http://www.ijjnet.or.jp/c-pro/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画
頒価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振替 00140-5-191839

《送り先》 労働運動総合研究所

電話03 (3940) 0523

FAX 03 (5 5 6 7) 2 9 6 8

お名まえ	所 属	連 絡 先

(切りとり線)

*なお、ご意見を掲載させていただく場合もありますので、匿名希望の方は右の□内に○をして下さい。

匿名希望

太鼓や拍子木打ち鳴らし、江戸市中を走った民衆闘争!

天明の 江戸打ちこわし

【新日本新書】
本体950円(税別)〒240

片倉比佐子 著

あいつぐ飢饉による
米の異常な値上がり
に堪えかねた民衆は、
本所・赤坂へと米穀商を襲い、
鉦先は幕府役人にも向けられた。
天明七年五月、江戸を
騒乱状態にした民衆闘争の実像を、
江戸古文書の
子細な読み解きにより描き、
支配のあり方を批判した民衆の立場、
当時の米の流通経済、
田沼意次罷免後の政治状況など、
問題の要因・背景に迫る。



新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6
電話03(3423)8402[営業] 郵便振替00130-0-13681

発掘された大規模な宮都跡から見てきたものは――。

- ◆ 滋賀・宮町遺跡の水田下からこつ然と現れた幻の紫香楽宮。
大仏造立の野望たぎらせ、^{くにのみや}恭仁宮、紫香楽宮など都を転々と移した
聖武天皇の謎の彷徨はなにを意味するか。
- ◆ 本書は、遺跡発掘調査と考古学の成果をもとに、
聖武天皇が、古代東アジア世界のなかで
八世紀前半の日本の律令国家をどう支配しようとしたのか、
- ◆ その実像にせまる。

小笠原好彦 ● 著



行基の墓誌

聖武天皇と 紫香楽宮の時代

【新日本新書】
本体950円(税別)〒240

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業)

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.46 Spring Issue

Contents

Why do the mass media still support Koizumi's "reform"? Kei KANEMITSU

Special Articles: Koizumi's Policies on "Finance, Tax System and Employment" and People's Livelihood

- * Characteristics and Nature of Fiscal and Taxation Policies of the Koizumi Cabinet
Haruo TANIYAMA
- * Employment and Unemployment Problem under Koizumi's "Structural Reform"
Yuji KAWAMURA
- * Koizumi's "Structural Reform" and Small- and Medium- Sized Enterprises and People's Livelihood
Akira OKAJIMA

Information at Home and Abroad

- * Comments on the "2002 Report of The Committee for the Study of Labor Issues"
— Financial Circle's Strategy to Emphasize "Crisis" to Deceit Workers
Kazuyuki KUSAJIMA
- * Material : Incheon Declaration Viewing a "Post-Capitalism" Society
- * Material : TUC "Permanent Rights for Temporary Workers" Nobuhiro FUJIYOSHI

Report of the Public Study Meeting on Problems of Small- and Medium Businesses

Present Situation of Chinese Economy and Japan's Investment in China YU JIN

Introduction of New Publications :

- * "Textbook for Union Members" Edited by Zenroren Yoichi AIZAWA
- * "Are Japan's Elderly People Really Wealthy?" by Naoyoshi KAMAKURA
Hisako EJIRI
- * "What Did Marx Argue on the Question of Credit?" by Akira KUDO
Kenji IMAMIYA
- * "Basic Direction of Reform of Public Works Projects" by Toru NAKAYAMA
Ko SHIINA
- * "Health Care in the Soviet Union and Eastern Europe" by Michael Kaser
Yoshihiko SHIBATA

What's in the Next Issue

Editor's Notes

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403
3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo46 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費を含む)